

3.2 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

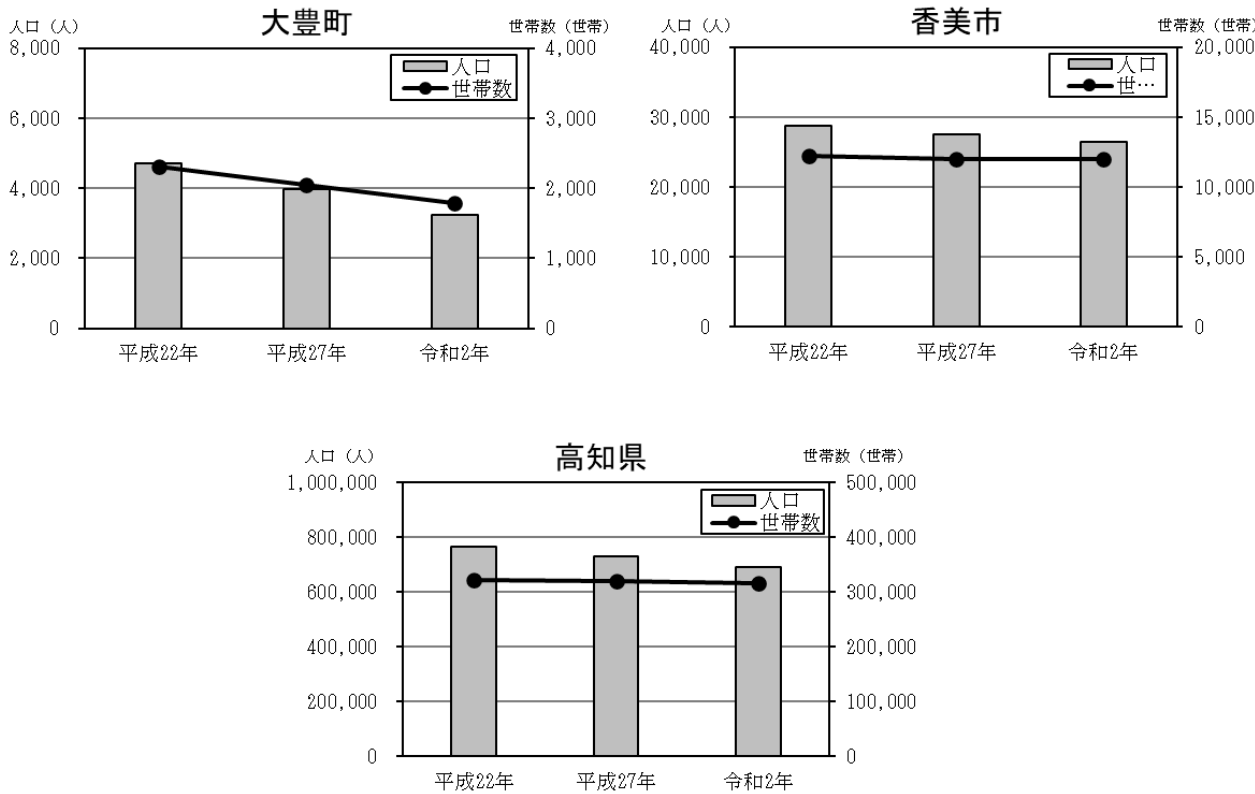
1. 人口の状況

大豊町、香美市及び高知県の人口及び世帯数の推移は表 3.2-1 及び図 3.2-1 のとおりである。
大豊町、香美市ともに人口は減少傾向である。

表 3.2-1 人口及び世帯数の推移

区分	年	人口（人）			世帯数（世帯）
		総数	男	女	
大豊町	平成 22 年	4,719	2,128	2,591	2,312
	平成 27 年	3,962	1,817	2,145	2,050
	令和 2 年	3,252	1,546	1,706	1,788
香美市	平成 22 年	28,766	13,873	14,893	12,245
	平成 27 年	27,513	13,261	14,252	11,979
	令和 2 年	26,513	12,848	13,665	12,033
高知県	平成 22 年	764,456	359,134	405,322	321,909
	平成 27 年	728,276	342,672	385,604	319,011
	令和 2 年	691,527	326,531	364,996	315,272

〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕



〔「平成 22 年、27 年、令和 2 年 国勢調査」（総務省統計局）より作成〕

図 3.2-1 人口及び世帯数の推移

2. 産業の状況

大豊町、香美市及び高知県の産業別就業者数は表 3.2-2 のとおりである。大豊町は第一次産業の占める割合が高く、香美市は第三次産業の占める割合が高くなっている。

表 3.2-2 産業別就業者数（令和 2 年 10 月 1 日現在）

（単位：人、（ ）内は％）

産 業	大豊町	香美市	高知県
第一次産業	594 (35.6)	1,911 (16.4)	31,512 (10.5)
農 業	1,762	245	26,004
林 業	143	348	2,391
漁 業	6	1	3,117
第二次産業	326 (19.6)	2,028 (17.5)	50806 (17.0)
鉱 業、採石業、砂利採取業	10	—	343
建設業	780	147	25,056
製造業	1,238	179	25,407
第三次産業	474 (44.8)	7,681 (66.1)	216,760 (72.5)
電気・ガス・熱供給・水道業	68	5	1,407
情報通信業	96	6	3,581
運輸業、郵便業	363	63	10,989
卸売業、小売業	1,625	126	46,680
金融業、保険業	151	10	6,406
不動産業、物品賃貸業	108	3	3,979
学術研究、専門・技術サービス業	303	19	7,787
宿泊業、飲食サービス業	700	51	17,244
生活関連サービス業、娯楽業	439	56	10,088
教育、学習支援業	678	19	16,664
医療、福祉	1,939	190	55,153
複合サービス事業	207	48	4,853
サービス業（他に分類されないもの）	504	66	16,121
公 務（他に分類されるものを除く）	500	85	15,808
分類不能の産業	15 (0.9)	289 (2.4)	9,487 (3.1)
総 数	1,682	11,909	308,565

- 注：1. 分類不能の産業とは、産業分類上いずれの項目にも分類し得ない事業所をいう。
2. 第一次～第三次産業の割合は第一次～第三次産業の合計に対する比率(%)を、分類不能の産業の割合は総数に対する比率(%)を示す。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の割合の合計が 100%にならない場合がある。
4. 「—」は該当がないことを示す。

〔「令和 2 年 国勢調査結果」（総務省統計局）より作成〕

(1) 農 業

大豊町、香美市及び高知県の販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数は、表 3.2-3 のとおりである。

大豊町では果樹類が多く、香美市では稲（飼料用を除く）が多い。

表 3.2-3 販売目的の作物の類別作付（栽培）経営体数及び家畜等の飼養経営体数
（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：経営体）			
種 類	大豊町	香美市	高知県
稲（飼料用を除く）	59	445	6,990
麦類	1	5	31
雑穀	2	3	61
いも類	2	27	398
豆類	3	12	156
工芸農作物	16	20	561
野菜類	52	421	5,945
果樹類	119	177	2,505
花き類・花木	6	34	614
その他（稲（飼料用）を含む）	11	24	572

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

(2) 林 業

大豊町、香美市及び高知県の所有形態別林野面積は、表 3.2-4 のとおりである。

令和 2 年の林野面積は、大豊町では 27,702ha、香美市では 47,844ha となっている。

表 3.2-4 所有形態別林野面積（令和 2 年 2 月 1 日現在）

（単位：ha）								
区 分	林野 面積計	国有林			民有林			
		小 計	林野庁	その他 官庁	小 計	独立行政 法人等	公有林	私有林
大豊町	27,702	2,768	2,761	7	24,934	401	1,975	22,558
香美市	47,844	14,066	14,050	16	33,778	514	1,422	31,842
高知県	594,234	124,121	123,679	442	470,113	16,924	47,532	405,657

〔「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

(3)工 業

大豊町、香美市及び高知県の工業の状況は、表 3.2-5 のとおりである。

令和 4 年の製造品出荷額等は、大豊町で 656,567 万円、香美市で 4,235,192 万円となっている。

表 3.2-5 工業の状況（従業員 4 人以上）

区 分	大豊町	香美市	高知県
事業所数（事業所）	14	41	1,101
従業者数（人）	238	1,656	24,068
製造品出荷額等（万円）	656,567	4,235,192	64,730,981

注：事業所数及び従業者数は令和 5 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等は令和 4 年 1 年間の数値である。

〔「2023 年経済構造実態調査」（経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

(4)商 業

大豊町、香美市及び高知県の商業の状況は、表 3.2-6 のとおりである。

令和 2 年の年間商品販売額は、大豊町で 1,913 百万円、香美市で 24,700 百万円となっている。

表 3.2-6 商業の状況

業 種	区 分	大豊町	香美市	高知県
卸売業	事業所数（事業所）	4	34	1,574
	従業者数（人）	16	199	12,691
	年間商品販売額（百万円）	947	5,346	702,284
小売業	事業所数（事業所）	50	202	6,355
	従業者数（人）	136	1,246	39,832
	年間商品販売額（百万円）	967	19,355	694,993
合 計	事業所数（事業所）	54	236	7,929
	従業者数（人）	152	1,445	52,523
	年間商品販売額（百万円）	1,913	24,700	397,277

注：事業所数及び従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は令和 2 年 1 年間の数値である。

〔「令和 3 年経済センサスー活動調査」（総務省・経済産業省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

3.2.2 土地利用の状況

1. 土地利用の状況

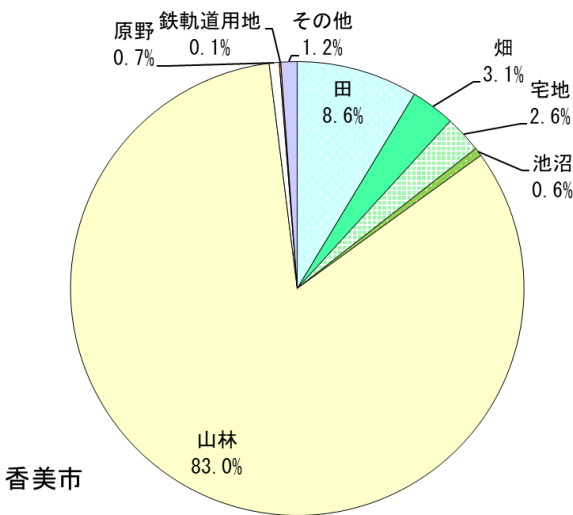
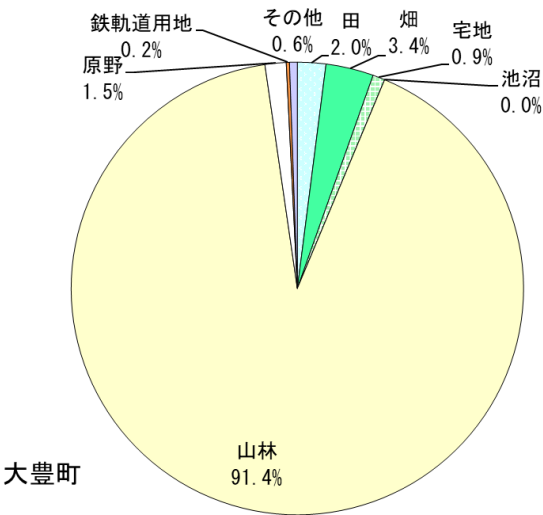
大豊町及び香美市の土地利用の状況は、表 3.2-7 及び図 3.2-2 のとおりであり、大豊町、香美市ともに「山林」が最も多くなっている。

表 3.2-7 民有地の地目別土地利用の状況（令和 4 年 1 月 1 日現在）

（単位：ha、斜字は％）

区 分	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	鉄軌道用地	その他
大豊町	18662.5 (100.0)	378.5 (2.0)	636.8 (3.4)	161.2 (0.9)	0.8 (0.0)	17056.8 (91.4)	282 (1.5)	42.9 (0.2)	103.6 (0.6)
香美市	18354.1 (100.0)	1587.4 (8.6)	576.7 (3.1)	484.1 (2.6)	109.7 (0.6)	15232.3 (83.0)	131.8 (0.7)	20.1 (0.1)	212.1 (1.2)

注：1. 令和 4 年 1 月 1 日現在の値である。
2. ここに掲げた数字は課税の対象となる土地についてのものであり、国、地方公共団体の所有地、公共用地及び墳墓地、公衆用道路、保安林、私立学校用地等課税の対象とならない土地は含まれない。
3. 割合は四捨五入を行っているため、個々の項目の合計と総数が一致しない場合がある。
〔「令和 5 年度版高知県統計書」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕



〔「令和 5 年度版高知県統計書」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

図 3.2-2 地目別土地利用の状況

2. 土地利用規制の状況

(1) 土地利用計画に基づく地域の指定状況

「国土利用計画法」（昭和 49 年法律第 92 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき定められた土地利用基本計画の各地域は、次のとおりである。

① 都市地域

事業実施想定区域及びその周囲の都市地域は図 3.2-3 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に都市地域が存在している。

② 農業地域

事業実施想定区域及びその周囲の農業地域は図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農業地域が存在している。

③ 森林地域

事業実施想定区域及びその周囲の森林地域は図 3.2-5 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に森林地域が存在している。

(2) 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号、最終改正：令和 6 年 6 月 21 日）に基づき定められた農業振興地域整備計画における農用地区域は、図 3.2-4 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に農用地区域が分布している。

(3) 都市計画法に基づく用途地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）に基づく用途地域の指定はない。

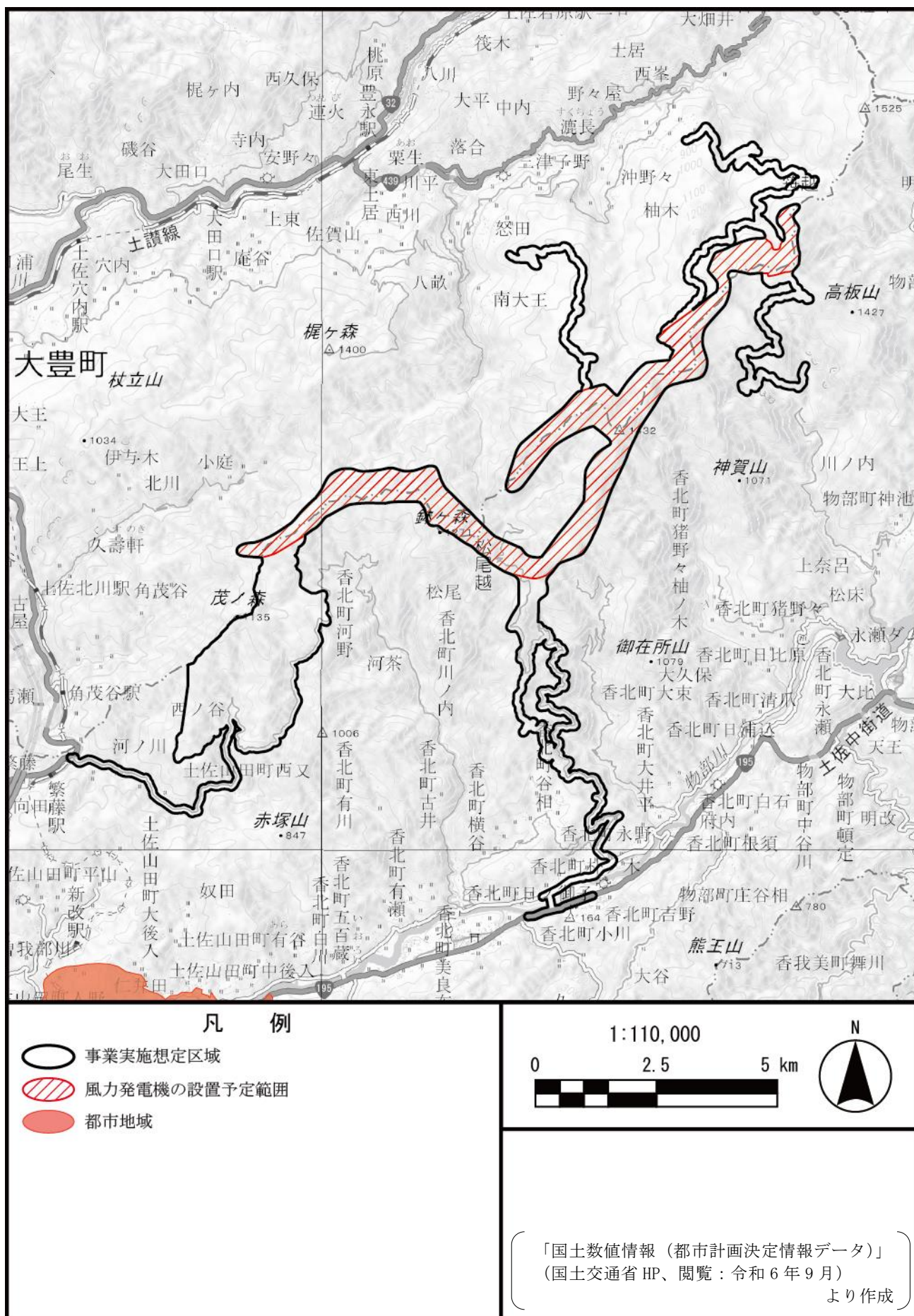


図 3.2-3 土地利用基本計画図（都市地域）

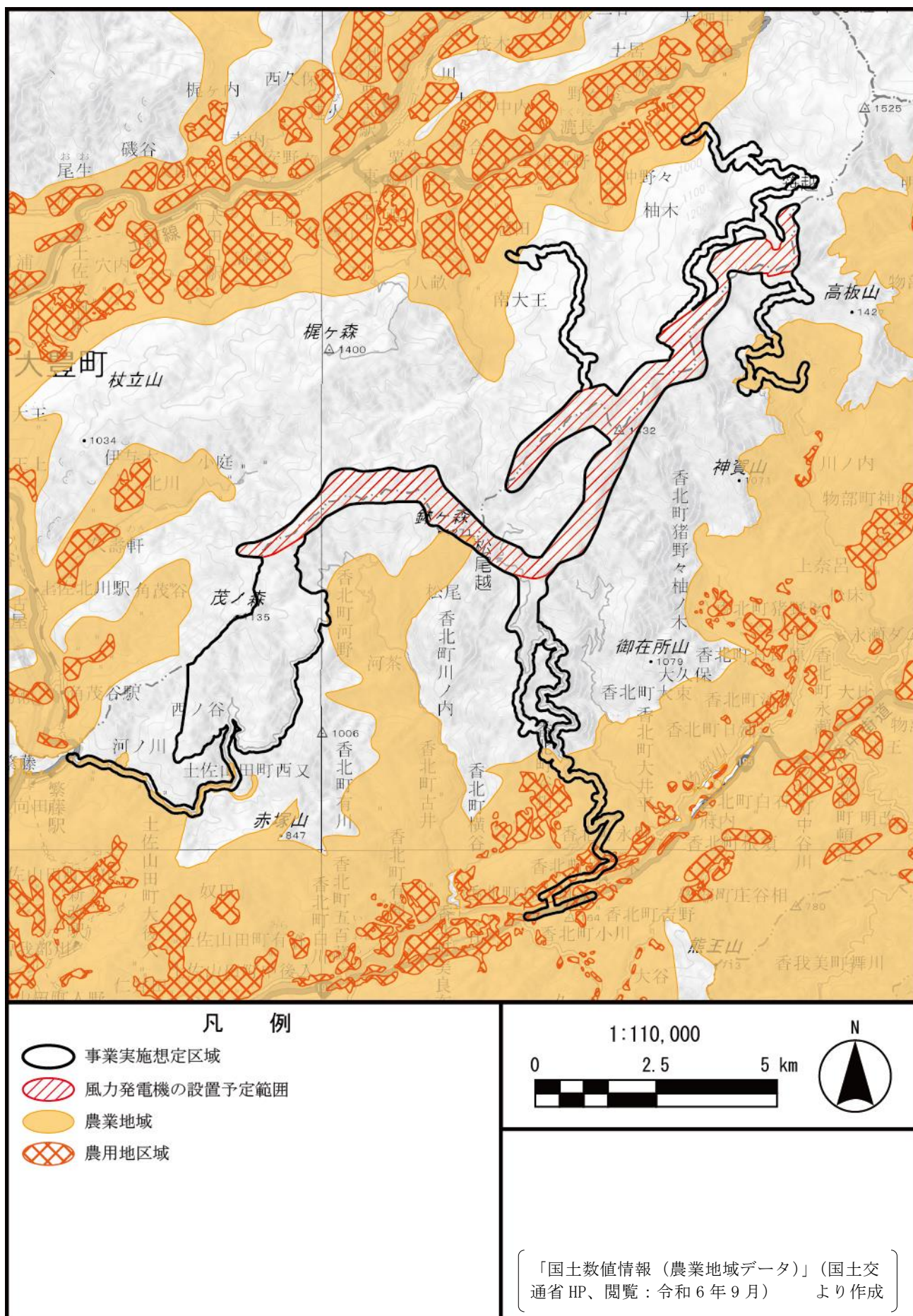


図 3.2-4 土地利用基本計画図（農業地域）及び農用地区域

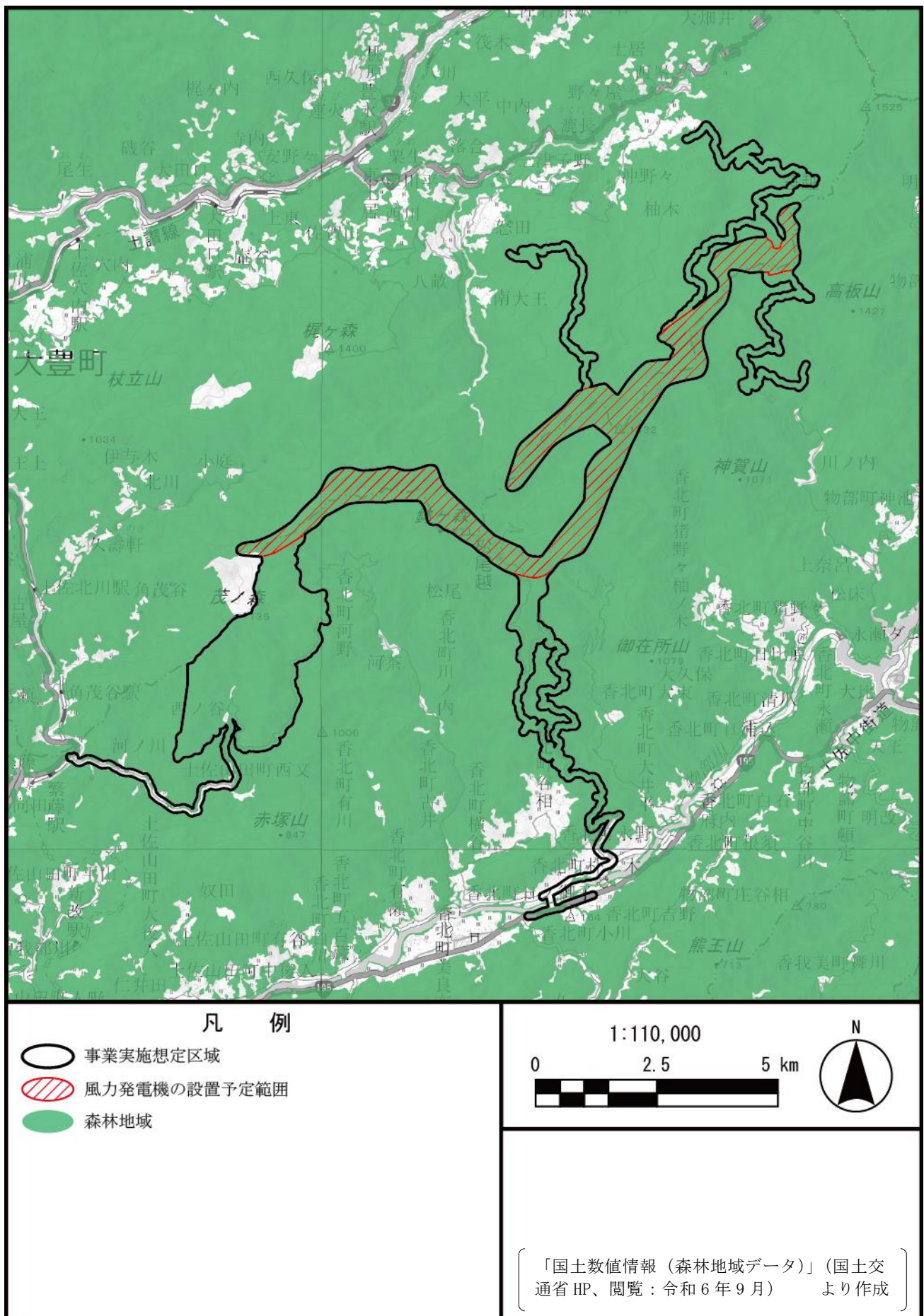


図 3.2-5 土地利用基本計画図（森林地域）

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

1. 河川及び湖沼の利用状況

(1) 水道用水としての利用

大豊町及び香美市における水道用水の状況は、表 3.2-8 のとおりである。事業実施想定区域及びその周囲における水道用水の取水地点は図 3.2-6 のとおりであり、河川の水道用水の利用がある。

表 3.2-8(1) 水道事業の年間給水量（上水道）

（単位：千 m³）

市	箇所	年間 給水量	ダム直接	自流	伏流水	浅井戸	深井戸	その他
香美市	1	1,977	0	0	1,977	0	0	0

〔「令和 2 年度 高知県の水道」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

表 3.2-8(2) 水道事業の年間給水量（簡易水道）

市町	地区名	経営の 種類	年間 給水量 (m ³)	ダム直接 (m ³)	自流 (m ³)	伏流水 (m ³)	浅井戸 (m ³)	深井戸 (m ³)	その他 (m ³)
大豊町	大豊町	町営	699,774	0	381,034	316,977	0	0	0
香美市	山田堰	市営	532,841	0	0	0	532,841	0	0
	香長	市営	131,789	0	0	0	131,789	0	0
	繁藤	市営	51,398	0	51,398	0	0	0	0
	ほきやま	市営	23,428	0	6,300	17,128	0	0	0
	美良布	市営	736,205	0	736,205	0	0	0	0
	清爪	市営	17,750	0	17,750	0	0	0	0
	五百蔵	市営	28,668	0	28,668	0	0	0	0
	根須	市営	11,043	0	11,043	0	0	0	0
	猪野々	市営	21,457	0	21,457	0	0	0	0
	西川	市営	8,744	0	8,744	0	0	0	0
	大柘	市営	132,961	0	132,961	0	0	0	0
	別府	市営	48,609	0	48,609	0	0	0	0
	岡ノ内	市営	18,575	0	18,575	0	0	0	0
	影仙頭	市営	7,675	0	7,675	0	0	0	0
	五王堂	市営	11,629	0	11,629	0	0	0	0

〔「令和 2 年度 高知県の水道」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

表 3.2-8(3) 水道事業の年間給水量（専用水道）

町	施設名	現在給水人口 (人)	施設能力 (m ³ /日)	原水の種別
大豊町	ゆとりすとパークおおとよ専用水道	10	55	表流水

〔「令和 2 年度 高知県の水道」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

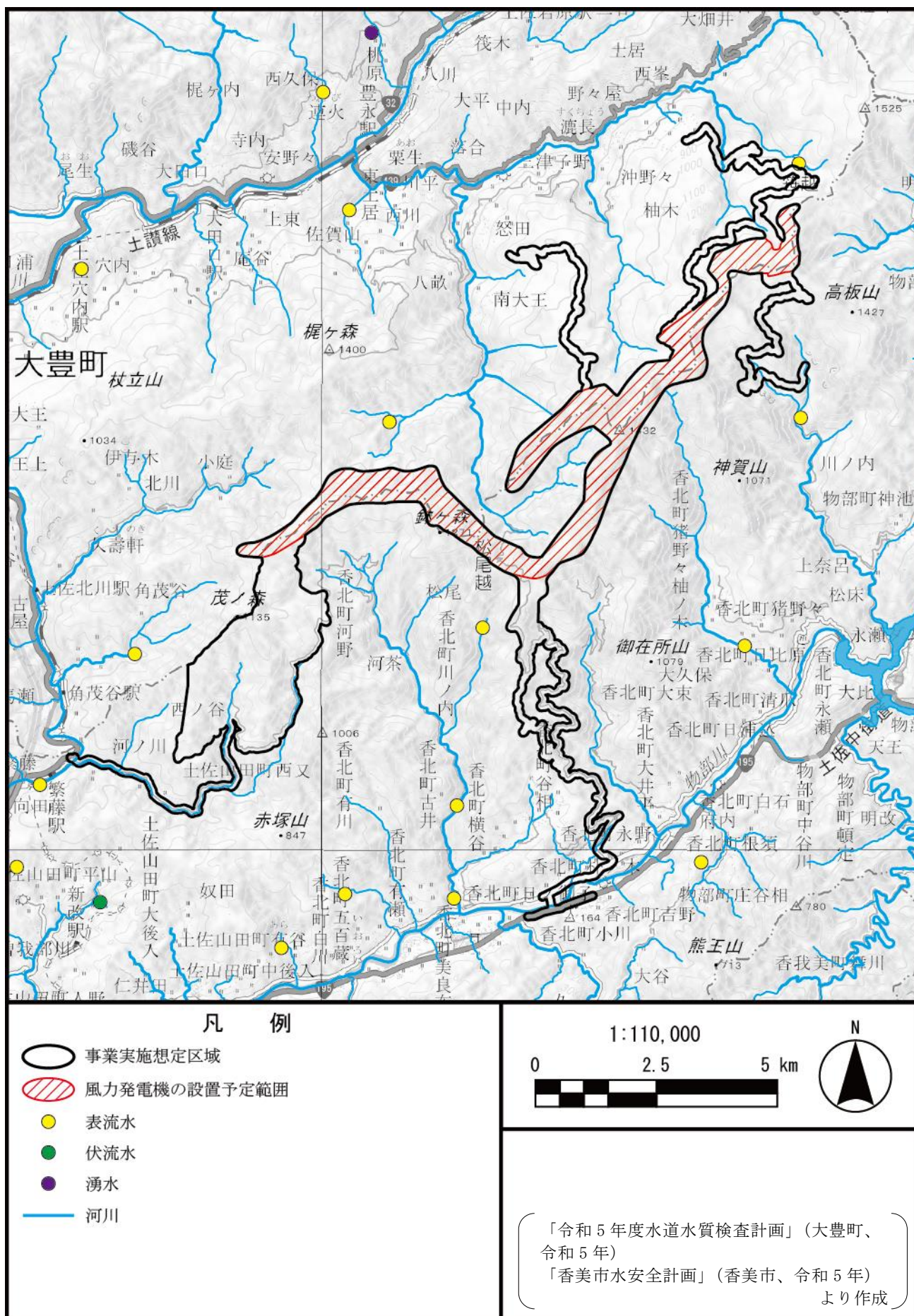


図 3.2-6 水道用水の取水地点

(2) 農業用水としての利用

事業実施想定区域及びその周囲には、図 3.2-7 のとおり永瀬ダムがあり、農業用水として利用されている。また、事業実施想定区域及びその周囲には図 3.2-7 のとおり農業用のため池がある。

(3) 漁業による利用

事業実施想定区域及びその周囲における、「漁業法」（昭和 24 年法律第 267 号、最終改正：令和 6 年 6 月 26 日）に基づく内水面漁業権は、表 3.2-9 及び図 3.2-8 のとおりである。

表 3.2-9 内水面漁業権の内容

免許番号	漁場	漁業の種類	漁業の時期	漁業協同組合
内共第 509 号	物部川	あゆ漁業	5 月 15 日～12 月 31 日	物部川漁業協同組合
		うなぎ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		こい漁業、あまご漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	
		もくずがに漁業	8 月 1 日～11 月 30 日	
内共第 510 号	吉野川	あゆ漁業	6 月 1 日～12 月 31 日	嶺北漁業協同組合
		うなぎ漁業	4 月 1 日～9 月 30 日	
		こい漁業、あまご漁業	1 月 1 日～12 月 31 日	
		もくずがに漁業	8 月 1 日～11 月 30 日	

〔「高知県広報号外第 35 号」（高知県、令和 5 年）より作成〕

(4) その他の利用

事業実施想定区域の周囲には、図 3.2-7 のとおり永瀬ダムがあり、洪水調整、かんがい用水の供給、水力発電の目的をもった多目的ダムとなっている。

2. 地下水の利用状況

大豊町及び香美市における水道用水の状況は、表 3.2-8 のとおりである。事業実施想定区域の周囲において、図 3.2-6 のとおり水道用水の地下水の取水地点がある。

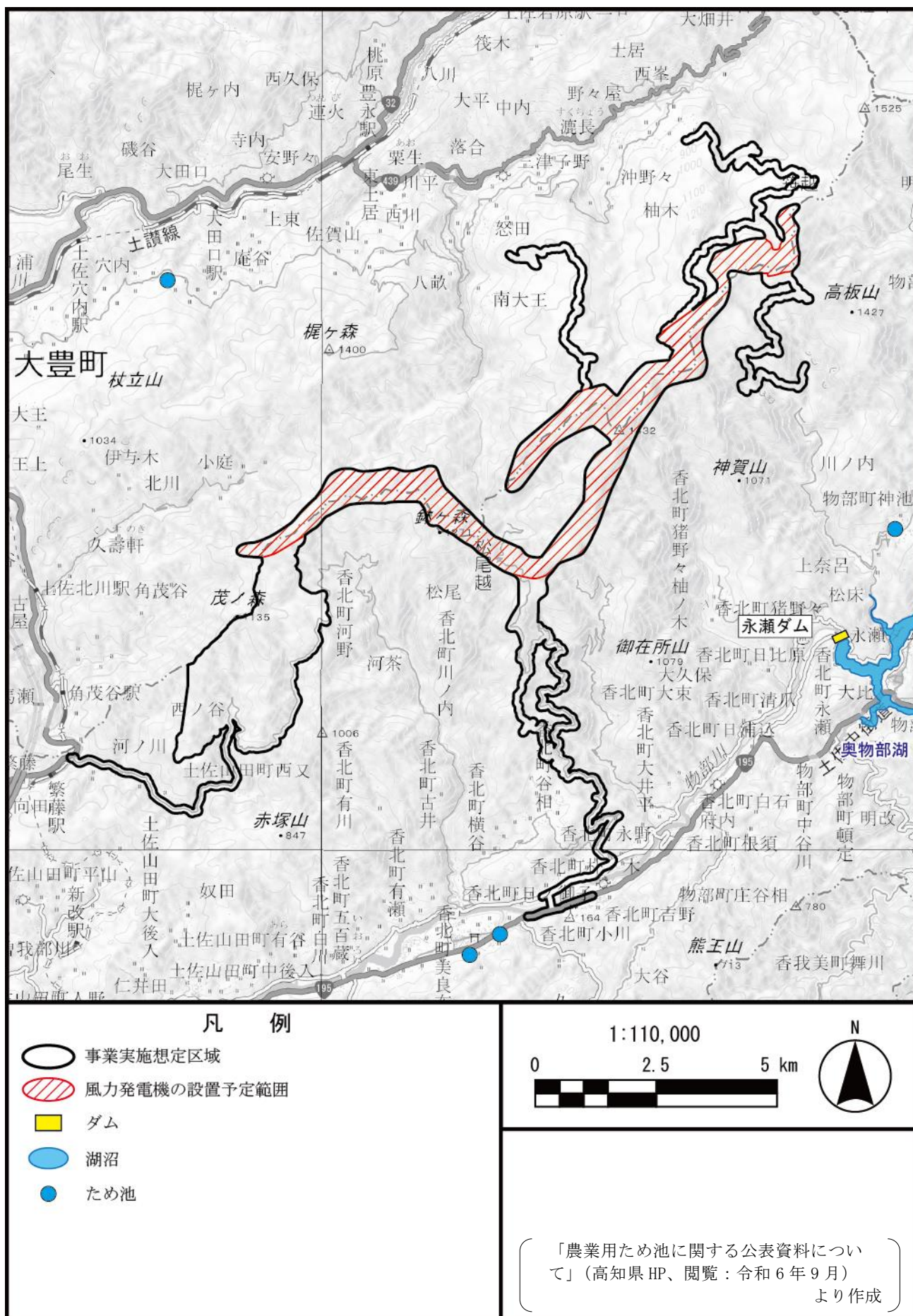


図 3.2-7 ダム及びため池の位置

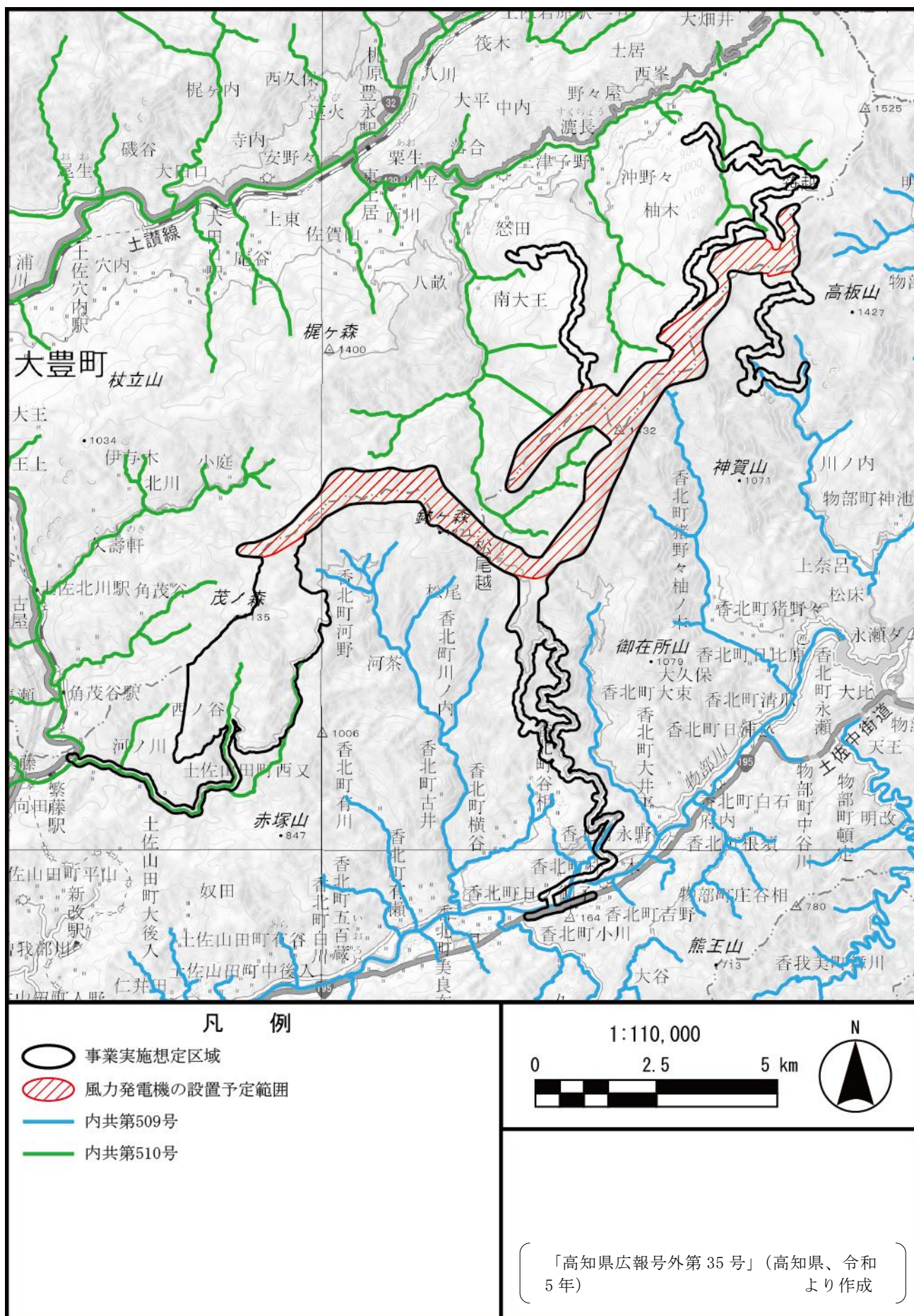


図 3.2-8 内水面漁業権の設定状況

3.2.4 交通の状況

1. 陸上交通の状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な道路の交通状況は図 3.2-9 のとおりであり、高知自動車道、一般国道 11 号、主要地方道 12 号（鳴門池田線）、主要地方道 41 号（徳島北灘線）等があげられる。令和 3 年度の主要道路の交通状況は表 3.2-10、観測区間は図 3.2-9 のとおりである。

また、事業実施想定区域の周囲には JR 土讃線が敷設されている。

表 3.2-10 主要な道路の交通状況（令和 3 年度）

（単位：台）

路線名	番号	観測区間		交通量	
		起点側	終点側	昼間 12 時間	24 時間
高知自動車道	①	一般国道 439 号	香美市・南国市境	8,596	11,096
一般国道 32 号	②	土佐岩原停車場線	一般国道 439 号	2,012	2,556
	③	東祖谷山大杉停車場線	蟹越繁藤線	4,225	5,408
一般国道 195 号	④	日ノ御子土佐山田線	香北野市線	7,118	8,755
	⑤	香北野市線	安芸物部線	7,122	8,760
	⑥	安芸物部線	一般国道 195 号	<u>166</u>	<u>191</u>
一般国道 439 号	⑦	一般国道 439 号	一般国道 32 号	<u>74</u>	<u>74</u>
主要地方道 29 号 （安芸物部線）	⑧	夜須物部線	一般国道 195 号	<u>50</u>	<u>56</u>
主要地方道 30 号 （香北赤岡線）	⑨	一般国道 195 号	旧道	323	410
主要地方道 49 号 （大豊物部線）	⑩	久保大宮線	一般国道 195 号	<u>334</u>	<u>424</u>
一般県道 113 号 （東祖谷山大杉停車場 線）	⑪	一般国道 32 号	一般国道 32 号	<u>108</u>	<u>127</u>
一般県道 217 号 （久保大宮線）	⑫	大豊物部線	永野久保川線	<u>811</u>	<u>1,014</u>
	⑬	永野久保川線	日ノ御子土佐山田線	<u>86</u>	<u>101</u>
	⑭	日ノ御子土佐山田線	一般国道 195 号	<u>725</u>	<u>834</u>
一般県道 218 号 （日ノ御子土佐山田線）	⑮	久保大宮線	日ノ御子土佐山田線	276	345
一般県道 220 号 （蕨野大比線）	⑯	一般国道 195 号	一般国道 195 号	<u>309</u>	<u>392</u>
一般県道 226 号 （永野久保川線）	⑰	久保大宮線	一般国道 195 号	<u>86</u>	<u>101</u>
一般県道 253 号 （新改停車場線）	⑱	—	香美市・南国市境	<u>169</u>	<u>196</u>
一般県道 254 号 （繁藤西町線）	⑲	—	新改停車場線	<u>9</u>	<u>101</u>
	⑳	新改停車場線	前浜植野線	<u>2,392</u>	<u>2,966</u>
一般県道 260 号 （豊永停車場線）	㉑	—	一般国道 439 号	<u>407</u>	<u>529</u>
一般県道 261 号 （大田口停車場線）	㉒	東祖谷山大杉停車場線	一般国道 32 号	<u>346</u>	<u>446</u>
一般県道 262 号 （磯谷本山線）	㉓	一般国道 32 号	川之江大豊線	<u>88</u>	<u>102</u>
一般県道 385 号 （香北野市線）	㉔	一般国道 195 号	龍河洞公園線	188	243

注：1. 表中の番号は、図 3.2-9 中の番号に対応する。

2. 昼間 12 時間及び 24 時間の観測時間帯は以下のとおりである。

昼間 12 時間観測：午前 7 時～午後 7 時

24 時間観測：午前 7 時～翌日午前 7 時または午前 0 時～翌日午前 0 時

3. 斜体字下線は交通量を観測していない区間における推定値であり、推定方法は以下のとおりである。

昼間 12 時間交通量：平成 27 年度調査単位区間の平成 27 年度交通量と、平成 27 年度及び令和 3 年度とも
に交通量を観測した区間の交通量データを用いて推定した。

24 時間交通量：推定した昼間 12 時間交通量と昼夜率及び夜間 12 時間大型車混入率を用いて推定した。

4. 「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「令和 3 度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果」（国土交通省、令和 5 年）より作成〕

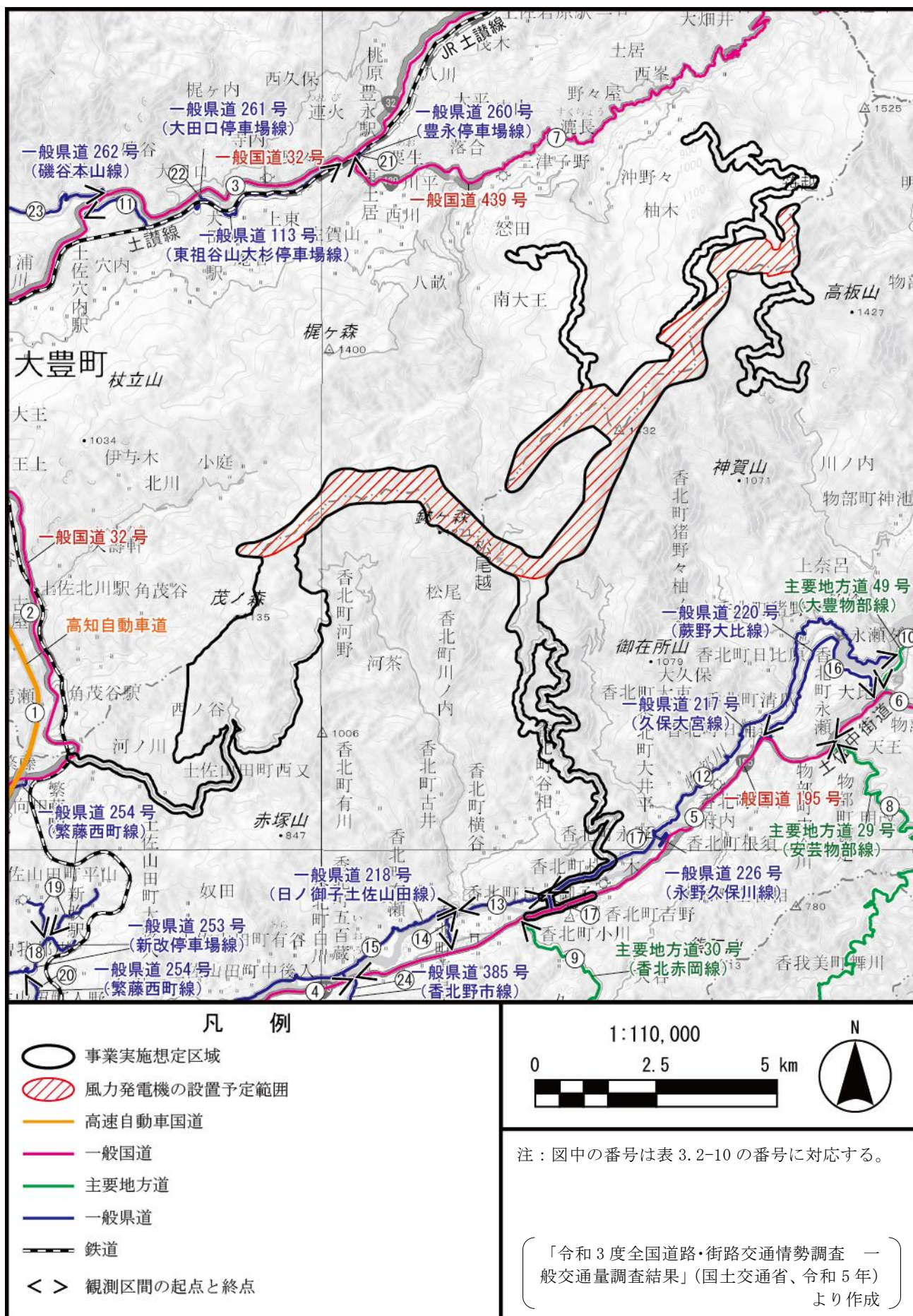


図 3.2-9 主要な道路の状況

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

環境保全についての配慮が特に必要な施設として、学校、医療機関、社会福祉施設があげられる。

事業実施想定区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、表 3.2-11 及び図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機の設置予定範囲から最寄りの施設として、約 5.1km の位置に「高橋医院」がある。

また、事業実施想定区域及びその周囲における住宅等の配置の概況は、図 3.2-10 のとおりであり、風力発電機設置の置予定範囲から約 1.2km の位置に住宅等がある。

表 3.2-11 配慮が特に必要な施設

区分	番号	施設名	所在地
学校	1	大栃小学校	香美市物部町大栃 1177-3
	2	大宮小学校	香美市香北町美良布 654-1
	3	大栃中学校	香美市物部町大栃 1800-イ
	4	香北中学校	香美市香北町美良布 892
医療機関	5	高橋医院	大豊町大滝 498
	6	大田口医院	大豊町船戸 60-2
	7	香美市立大栃診療所	香美市物部町大栃 898-1
	8	香北病院	香美市香北町美良布 1064-9
	9	びらふ診療所	香美市香北町美良布 1317
	10	前田メディカルクリニック	香美市香北町美良布 1516-3
福祉施設	11	豊永保育所	大豊町東土居 237-3
	12	大栃保育園	香美市物部町大栃 2033
	13	美良布保育園	香美市香北町美良布 1085
	14	通所 よさく	大豊町大滝 498-44
	15	大豊町社会福祉協議会 デイサービスセンターくろいし	大豊町黒石 345-7
	16	デイサービスセンターこづみ通所介護事業	香美市物部町大栃 898-1
	17	特別養護老人ホーム 菰生郷	香美市物部町大栃字宮ノナロ 89-1
	18	特別養護老人ホーム白寿荘	香美市香北町永野 2152
	19	デイサービスセンター白寿通所介護事業所	香美市香北町永野 2152
	20	介護老人保健施設 あじさいの里	香美市香北町美良布 1317
	21	グループホーム びらふ	香美市香北町美良布 1298
	22	敬愛グループホーム	香北町美良布 899
	23	富士屋ベターライフ香北	香美市香北町美良布 2673-2

注：表中の番号は、図 3.2-10 中の番号に対応する。

「保育所」（大豊町 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「市役所・施設案内」（香美市 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「病院・診療所一覧」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「介護事業所・生活関連情報検索」（厚生労働省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「障害福祉サービス等情報検索」（独立行政法人 福祉医療機構 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成

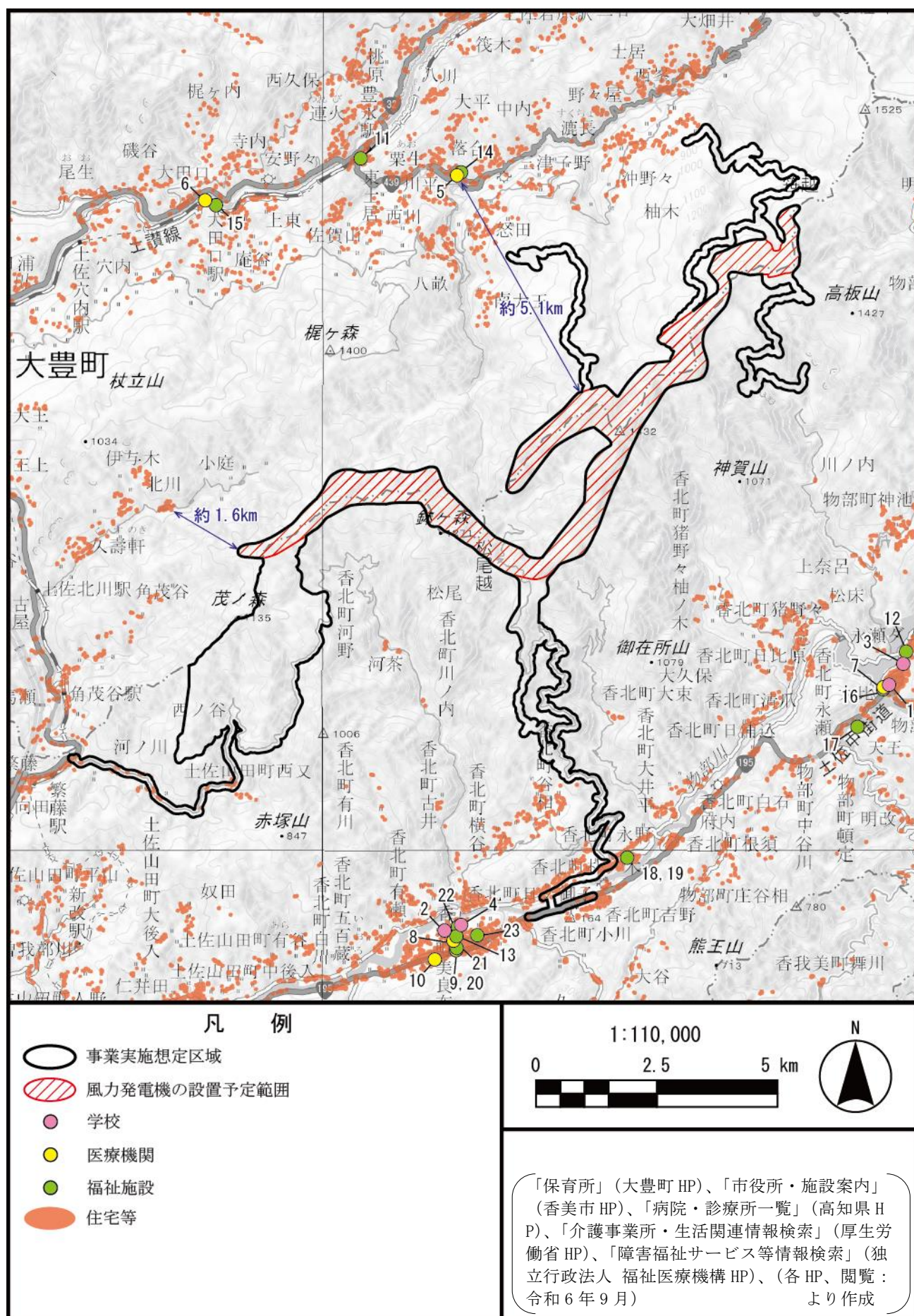


図 3.2-10 配慮が特に必要な施設の位置及び住宅等の配置の概況

3.2.6 下水道の整備の状況

大豊町、香美市及び高知県における下水道処理及び汚水処理人口普及状況は表 3.2-12 のとおりである。

令和 4 年度末における下水道処理人口普及率は、香美市で 52.4% となっている。大豊町では下水道未整備である。

表 3.2-12 下水道処理及び汚水処理人口普及状況（令和 4 年度末）

区 分	住民基本台帳人口 (人)	汚水処理人口 (人)	汚水処理人口普及率 (%)	下水道処理人口 (人)	下水道処理人口普及率 (%)
大豊町	3,189	1,359	42.6	0	0.0
香美市	25,210	18,028	71.5	13,199	52.4
高知県	680,087	529,544	77.9	283,542	41.7

注：住民基本台帳人口は、令和 5 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳による。

3.2.7 廃棄物の状況

1. 一般廃棄物の状況

大豊町、香美市及び高知県における令和 4 年度の一般廃棄物（ごみ）の状況は、表 3.2-13 のとおりである。令和 4 年度の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は、大豊町で 694t、香美市で 7,199t である。

表 3.2-13 一般廃棄物（ごみ）の状況（令和 4 年度）

区 分		大豊町	香美市	高知県
ごみ総排出量	計画収集量 (t)	564	6,353	210,768
	直接搬入量 (t)	130	846	27,485
	集団回収量 (t)	0	0	159
	合計 (t)	694	7,199	238,412
ごみ処理量	直接焼却量 (t)	566	5,441	197,594
	直接最終処分量 (t)	0	443	2,695
	焼却以外の中間処理量 (t)	121	1,315	32,101
	直接資源化量 (t)	7	0	5,478
	合計 (t)	694	7,199	237,868
中間処理後再生利用量 (t)		1,315	54	422,238
リサイクル率 (%)		18.3	8.8	20.1
最終処分量 (t)		942	111	8,758

注：リサイクル率＝（直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×100

〔「令和 4 年度一般廃棄物処理実態調査結果」（環境省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

2. 産業廃棄物の状況

高知県の産業廃棄物の処理等の状況は、表 3. 2-14 のとおりである。

また、事業実施想定区域から 50km の範囲における、産業廃棄物の中間処理施設及び最終処分場の施設数は表 3. 2-15、分布状況は図 3. 2-11 のとおりである。事業実施想定区域から 50km の範囲に、中間処理施設 203 か所、最終処分場 6 か所分布している。

表 3. 2-14 産業廃棄物処理の状況（令和元年度）

（単位：千 t / 年）

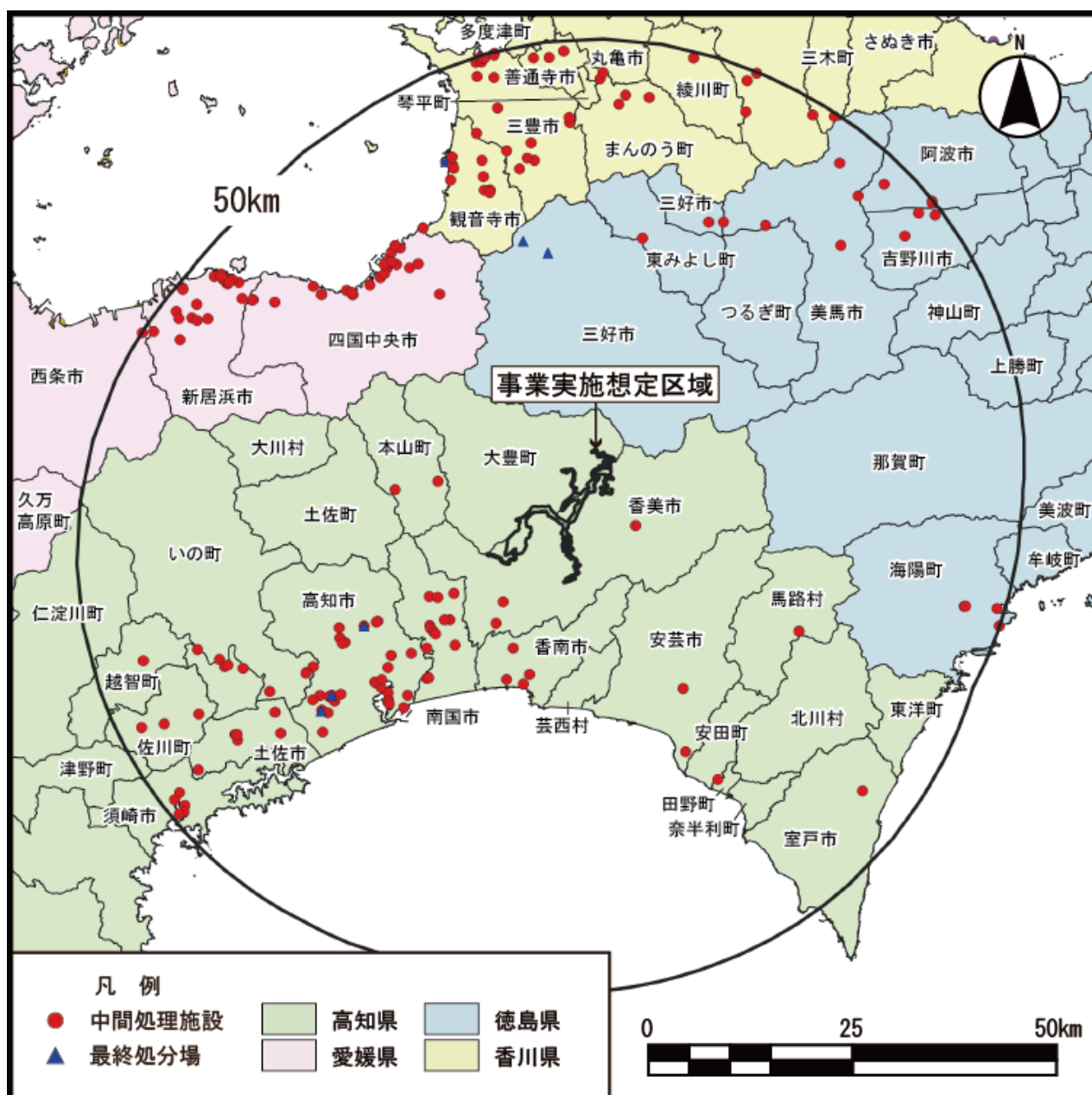
県	不要物等 発生量	有償物量	排出量	資源化量	再生利用量	減量化量	最終処分量
高知県	1,364	34	1,125	1,048	809	274	41

〔「第 5 期 高知県廃棄物処理計画の概要（令和 3 年度～令和 7 年度）」（高知県、令和 3 年）より作成〕

表 3. 2-15 産業廃棄物処理施設数

県	市町	中間処理施設	最終処分場
高知県	高知市	31	3
	室戸市	1	0
	安芸市	2	0
	南国市	13	0
	土佐市	7	0
	須崎市	6	0
	香南市	4	0
	香美市	3	0
	安田町	1	0
	馬路村	1	0
	本山町	2	0
	いの町	5	0
	佐川町	3	0
	越知町	1	0
	日高村	4	0
徳島県	吉野川市	3	0
	阿波市	3	0
	美馬市	5	0
	三好市	1	2
	海陽町	4	0
	東みよし町	1	0
香川県	高松市	4	0
	善通寺市	4	0
	観音寺市	12	1
	三豊市	21	0
	三木町	1	0
	綾川町	1	0
	まんのう町	6	0
愛媛県	新居浜市	26	0
	西条市	1	0
	四国中央市	26	0
合計		203	6

〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕



〔「国土数値情報（廃棄物処理施設データ）」（国土交通省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

図 3.2-11 産業廃棄物処理施設等の分布状況

3.2.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容

1. 公害関係法令等

(1) 環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められており、その内容は表 3.2-16(1)のとおりである。また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については表 3.2-16(2)の基準がそれぞれ定められている。

表 3.2-16(1) 大気汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化いおう	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。
備考	
1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 μm 以下のものをいう。 3. 二酸化窒素については、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号、最終改正：平成 8 年 10 月 25 日）
「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）より作成

表 3.2-16(2) 大気汚染に係る環境基準（有害大気汚染物質）

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
〔「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号、最終改正：平成 30 年 11 月 19 日）より作成〕	

② 騒音

騒音に係る環境基準は、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき、表 3.2-17 のとおり定められている。

事業実施想定区域及びその周囲において、騒音に係るの地域の種類の指定はない。

表 3.2-17(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の類型	基 準 値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：類型 AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

類型 A：都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

類型 B：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域

類型 C：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）
〔「騒音に係る環境基準の地域種類の指定等」（平成 24 年香美市告示第 61 号）より作成〕

表 3.2-17(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考：車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

表 3.2-17(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間 (6:00～22:00)	夜 間 (22:00～6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考：個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

〔「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）より作成〕

③ 水質汚濁

公共用水域と地下水の水質に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき定められている。

環境基準のうち、「人の健康の保護に関する環境基準」は表 3.2-18 のとおり、全公共用水域について一律に定められている。

また、「生活環境の保全に関する環境基準」は、表 3.2-19～表 3.2-21 のとおり、河川、湖沼、海域ごとに、利用目的、水生生物の生息状況及び水生生物が生息・再生産する場の適応性に応じた水域類型が設けられ、基準値が定められている。

事業実施想定区域及びその周囲においては、図 3.2-12 のとおり吉野川上流が河川 AA 類型、国分川上流が AA 類型、物部川下流が河川 A 類型に指定されている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2-22 のとおりであり、すべての地下水について一律に定められている。

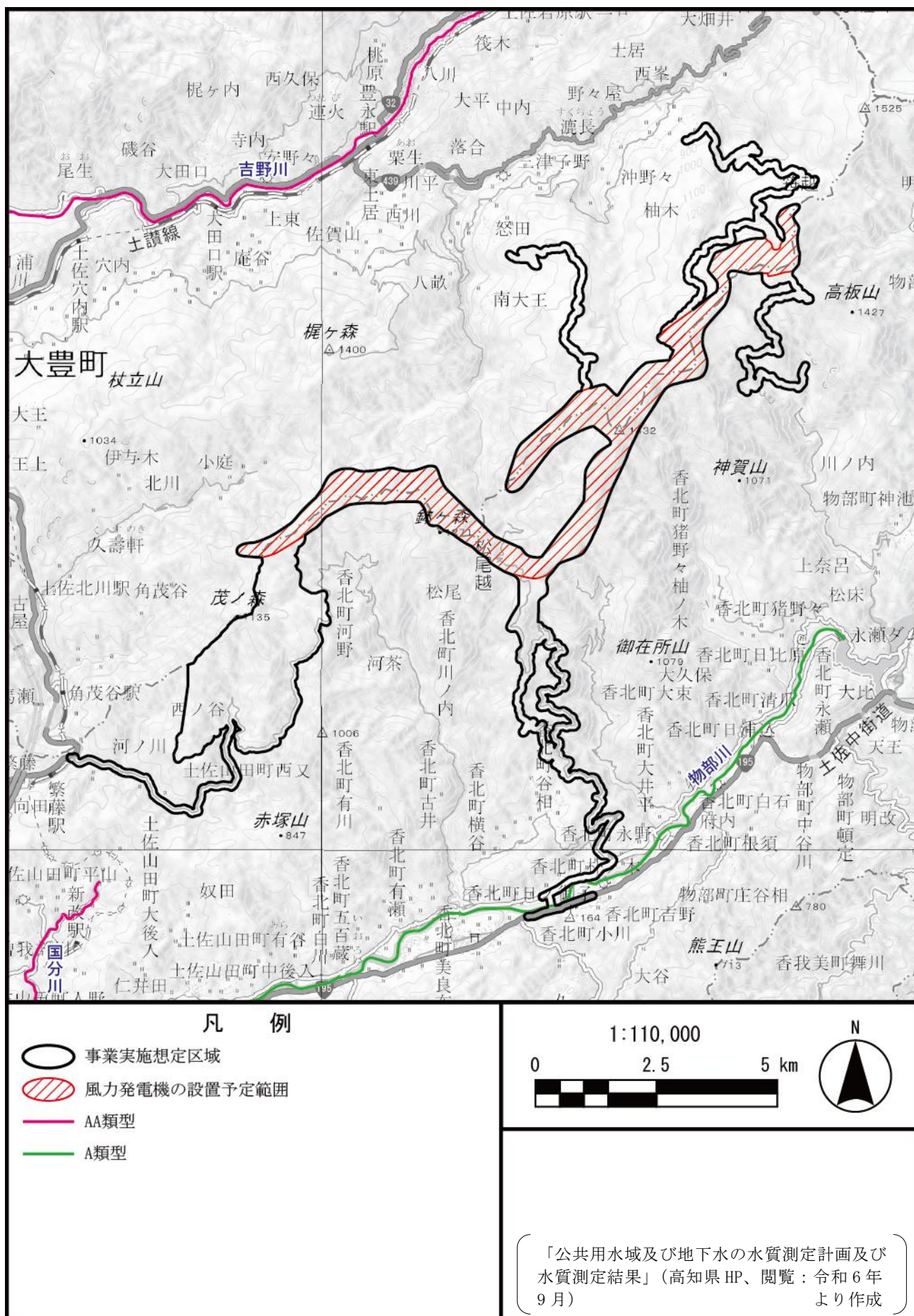


図 3.2-12 水域の環境基準類型指定の状況

表 3.2-18 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。 3. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 4. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。 5. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼を除く河川）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(1) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水 浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2. 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3. 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2・3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ・フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(2) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1・2・3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考 1. 湖沼とは、天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留期間が 4 日間以上である人工湖をいう。 2. 基準値は、年間平均値とする。 3. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 4. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。			

注： 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
3. 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-20(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21(1) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値				
		水素イオン 濃度（pH）	化学的酸素 要求量（COD）	溶存酸素量 （DO）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出 物質（油分等）
A	水産 1 級 水 浴 自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下	検出されないこと
B	水産 2 級 工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—
備考						
1. 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100mL 以下とする。						
2. 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。						

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21 (2) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする。 2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3. 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21 (3) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
備考：基準値は、年間平均値とする。				

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-21 (4) 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考：基準値は、日間平均値とする。		

〔「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号、最終改正：令和 5 年 3 月 13 日）より作成〕

表 3.2-22 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名：塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 10 号、最終改正：令和 3 年 10 月 7 日）より作成

④ 土壌汚染

土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号、最終改正：令和 3 年 5 月 19 日）に基づき全国一律に定められている。土壌汚染に係る環境基準は表 3.2-23 のとおりである。

表 3.2-23 土壌汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ農用地（田に限る）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.03mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

〔「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号、最終改正：令和 2 年 4 月 2 日）より作成〕

⑤ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、表 3.2-24 のとおり定められている。

表 3.2-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考 1. 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

注：1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
 2. 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
 3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
 4. 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号、最終改正：令和 4 年 11 月 25 日）より作成

(2) 規制基準等

① 大気汚染

いおう酸化物の一般排出基準については、「大気汚染防止法施行規則」（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）に基づき、地域の区分ごとに排出基準（K 値）が定められており、大豊町及び香美市は 17.5 となっている。

また、ばいじん、有害物質の排出基準については、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、発生施設の種類、規模ごとに排出基準値が定められているが、本事業ではそれらが適用されるばい煙発生施設等は設置しない。

② 騒音

騒音の規制に関しては、「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 条、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準及び自動車騒音の要請限度が定められており、それらの基準は表 3.2-25～表 3.2-27 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における騒音の規制地域は図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-25 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (6:00～8:00)	昼間 (8:00～19:00)	夕 (19:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
第 1 種区域	45 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	50 デシベル以下	55 デシベル以下	50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	65 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注：区域の区分は次のとおりである。

第 1 種区域：良好な住居に供されており、特に静穏の保持を必要とする区域

第 2 種区域：主に住居の用に供されており、静穏の保持を必要とする区域

第 3 種区域：住居の用に併せて商業・工業等の用に供されており、地域の生活環境保全のために騒音の発生を防止する必要がある区域

第 4 種区域：主として工業等の用に供されており、地域の環境悪化防止のため騒音規制の必要がある区域

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号、最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）

「騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定等」（平成 24 年香美市告示第 60 号）

より作成

表 3.2-26 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区域 の区分	基準値	作業時刻	1日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
第1号区域	85 デシベル	午後7時から 翌日の午前7時の 時間内でないこと	10時間を 超えないこと	連続6日を 超えない こと	日曜日その他の休 日でないこと
第2号区域		午後10時から 翌日の午前6時の 時間内でないこと	14時間を 超えないこと		

注：第1号区域及び第2号区域とは、それぞれ次のとおりである。

第1号区域：第1種、第2種及び第3種区域並びに第4種区域のうち学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園等の敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：指定地のうち第1号区域以外の区域

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省・建設省告示第1号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

表 3.2-27 指定地域内における自動車騒音の要請限度

区域の区分		時間の区分	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

注：1. 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表に係わらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

2. a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事又は市長が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号、最終改正：令和2年3月30日）より作成

③ 振動

振動の規制に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び道路交通振動の要請限度が定められている。それら規制基準は表 3.2-28～表 3.2-30 のとおりである。

事業実施想定区域及びその周囲における振動の規制地域は図 3.2-13 のとおりである。

表 3.2-28 特定工場等において発生する振動の規制基準

規制種別 区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

備考：学校、保育所、病院・入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 50 メートルの区域内における規制基準は、5 デシベルを減じた値とする。

注：第一種区域とは騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定めた第一種区域及び第二種区域をいい、第二種区域とは同項の規定に基づき定めた第三種区域及び第四種区域をいう。

〔「特定工場等の振動の規制基準」（昭和 54 年高知県告示第 565 号）より作成〕

表 3.2-29 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区域 の区分	基準値	作業時刻	1 日当たりの 作業時間	連続 作業時間	作業日
1 号区域	75 デシベル	午後 7 時から 翌日の午前 7 時の 時間内でないこと	10 時間を 超えないこと	連続 6 日を 超えない こと	日曜日その他の休 日でないこと
2 号区域		午後 10 時から 翌日の午前 6 時の 時間内でないこと	14 時間を 超えないこと		

備考：1 号区域及び 2 号区域とはそれぞれ次のとおりである。
 1 号区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、相当数の住居が集合しているため、振動の発生を防止する必要がある区域
 学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域内
 2 号区域：指定区域のうち第 1 号区域以外の区域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

表 3.2-30 道路交通振動の要請限度

時間 の区分	昼間	夜間
区域の区分	8:00～19:00	19:00～8:00
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：1. 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。

2. 第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

第 1 種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び都市計画区域であって用途地域の定められていない地域
 第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

〔「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日）より作成〕

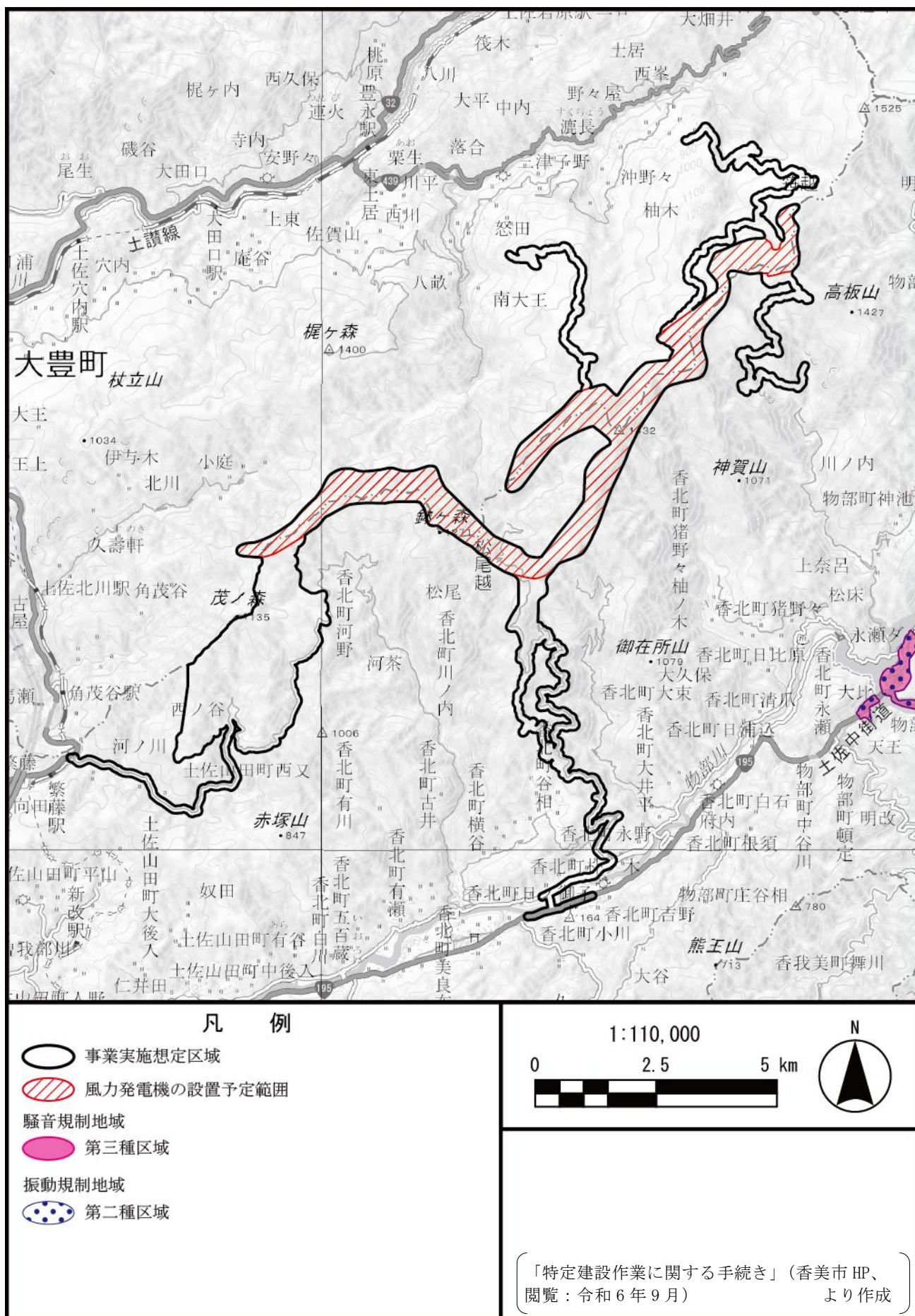


図 3.2-13 騒音及び振動に係る規制地域

④ 水質汚濁

事業実施想定区域及びその周囲における工場及び事業所からの排水については、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき全国一律の排水基準（有害物質 28 物質、その他の項目 15 項目）が定められており、その基準は表 3.2-31 のとおりである。

高知県においては、「高知県清流保全条例」（平成元年高知県条例第 35 号）により、県下の公共用水域について、水域ごとにより厳しい排水基準（上乘せ基準）が設定されている。対象事業実施区域及びその周囲では、吉野川水域において、表 3.2-32 のとおり排水基準が定められている。

なお、本事業ではこれらが適用される施設は設置しない。

表 3.2-31(1) 水質汚濁に係る一律排水基準（有害物質）

有害物質の種類	許 容 限 度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg Cd/L
シアン化合物	1 mg CN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外 10 mg B/L 海 域 230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外 8 mg F/L 海 域 15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(※) 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備考	
1. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

注：(※) アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 1 月 25 日）より作成〕

表 3.2-31(2) 水質汚濁に係る一律排水基準（その他の項目）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度（pH）	海域以外 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に 係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱 業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量について の排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の 施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水につ いては、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適 用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼と して環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて 水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及 びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれ がある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域とし て環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 ※「環境大臣が定める湖沼」昭和 60 年環境庁告示第 27 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖 沼） ※「環境大臣が定める海域」平成 5 年環境庁告示第 67 号（窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海 域）	

〔「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正：令和 6 年 1 月 25 日）より作成〕

表 3. 2-32(1) 吉野川水域に係る上乗せ排水基準
(下水道整備地域に所在する特定事業場)

(単位：mg/L)

特定事業場の区分	項目及び許容限度			
	生物化学的 酸素要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン 抽出物質含有量 (動植物油脂類含 有量)	フェノール類 含有量
昭和 47 年 6 月 24 日以後におい て特定施設の設置をする全業種 に係るもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	10	0.5

〔「高知県清流保全条例」(平成元年高知県条例第 34 号) より作成〕

表 3. 2-32(2) 吉野川水域に係る上乗せ排水基準
(その他の地域に所在する特定事業場)

(単位：mg/L)

特定事業場の区分		項目及び許容限度				
		生物化学的酸素 要求量	浮遊物質質量	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量(動植物油脂 類含有量)	フェノール 類含有量	銅含有量
鉱山に係るもの		—	—	—	—	2
食料品製造業又は飲料等製造業 に係るもの	蒸留酒製造業又は混成酒製造業 に係るもの	—	150 (日間平均 120)	—	—	—
	その他に係るもの	100 (日間平均 80)	90 (日間平均 70)	10	—	—
染色整理業に係るもの		90 (日間平均 70)	60 (日間平均 50)	—	0.5	—
製糸業に係るもの		100 (日間平均 80)	60 (日間平均 50)	—	—	—
化学工業に係るもの	化学繊維製造業 に係るもの	60 (日間平均 50)	30 (日間平均 20)	—	—	—
	コールタール製品製造業に係る もの	50 (日間平均 40)	20 (日間平均 10)	—	0.5	—
	油脂製造業に係るもの	60 (日間平均 50)	60 (日間平均 50)	5	—	—
	その他に係るもの	30 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	5	0.5	—
製紙業に係るもの		60 (日間平均 50)	90 (日間平均 70)	—	—	—
と畜場		80 (日間平均 60)	—	—	—	—
し尿処理施設を設置するもの		(日間平均 30)	—	—	—	—
その他の業種(砕石業、砂利採取業 及び洗濯業を除く。)に係るもの		30 (日間平均 20)	60 (日間平均 50)	5	0.5	—

注：「—」は出典に記載がないことを示す。

〔「高知県清流保全条例」(平成元年高知県条例第 34 号) より作成〕

⑤ 悪臭

悪臭の規制基準は、「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）第 3 条及び第 4 条に基づき都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）が「特定悪臭物質の濃度」又は「臭気指数」いずれかの方法を採用し、次について定めるものとなっている。

- ・ 第 1 号規制：敷地境界線における大気中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度
- ・ 第 2 号規制：煙突その他の気体排出口における排出気体中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数・臭気排出強度）の許容限度
- ・ 第 3 号規制：排出水中の特定悪臭物質濃度（あるいは臭気指数）の許容限度

高知県では、特定悪臭物質濃度による規制が行われている。「悪臭防止法」に基づく特定悪臭物質濃度の規制基準は表 3. 2-33 のとおりである。

表 3. 2-33(1) 悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質：敷地境界線上）

（単位：ppm）

特定悪臭物質	区域の区分	第一種区域	第二種区域
アンモニア		1	5
メチルメルカプタン		0.002	0.01
硫化水素		0.02	0.2
硫化メチル		0.01	0.2
二硫化メチル		0.009	0.1
トリメチルアミン		0.005	0.07
アセトアルデヒド		0.05	0.5
プロピオンアルデヒド		0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド		0.009	0.08
イソブチルアルデヒド		0.02	0.2
ノルマルバレールアルデヒド		0.009	0.05
イソバレールアルデヒド		0.003	0.01
イソブタノール		0.9	20
酢酸エチル		3	20
メチルイソブチルケトン		1	6
トルエン		10	60
スチレン		0.4	2
キシレン		1	5
プロピオン酸		0.03	0.2
ノルマル酪酸		0.001	0.006
ノルマル吉草酸		0.0009	0.004
イソ吉草酸		0.001	0.01

「騒音・振動・悪臭規制について」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「悪臭防止法による規制地域の指定等」（平成 24 年香美市告示第 59 号）より作成

表 3.2-33(2) 悪臭に係る規制基準（特定悪臭物質：排出口）

事業場の煙突その他の気体排出口における許容限度	
1	特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。 $q=0.108 \times He^2 \times C_m$ q：悪臭物質の流量（0℃、1 気圧の m³/時） He：補正された気体排出口の高さ（m） C_m：敷地境界における規制基準（ppm） 補正された排出口の高さ（He）が 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しない。
2	気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。 $He=Ho+0.65 \cdot (Hm+Ht)$ $Hm=0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1+2.58/V)$ $Ht=2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T-228) \cdot (2.30 \times \log J + (1/J) - 1)$ $J = (1460 - 296 \cdot (V / (T - 228))) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$ He：補正された気体排出口の高さ（m） Ho：気体排出口の実高さ（m） Q：温度 15 度における排出ガスの流量（m³/秒） V：排出ガスの排出速度（m/秒） T：排出ガスの温度（絶対温度）

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-33(3) 悪臭防止法に基づく規制基準（特定悪臭物質：排水水）

事業場から排出される排水水に含まれる悪臭物質（ただし、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルに限る。）の規制基準は、次の式により算出した排水水中の濃度とする。 $C_{Lm}=k \times C_m$ C_{Lm}：排水水中濃度（mg/L） k：定数（mg/L）下表の値 C_m：敷地境界線上における規制基準値（ppm）

<k 値>

（単位：mg/L）

特定悪臭物質	流量 Q（m ³ /秒）		
	Q ≤ 0.001	0.001 < Q ≤ 0.1	0.1 < Q
メチルメルカプタン	16	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32	6.9	1.4
二硫化メチル	63	14	2.9

注：本表は表 3.2-33(3) の続きである。

〔「悪臭防止法施行規則」（昭和 47 年総理府令第 39 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑥ 土壌汚染

土壌汚染については、「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域の指定に係る基準は表 3.2-34 のとおりである。

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和 6 年 8 月 30 日現在)」(環境省 HP、閲覧：令和 6 年 9 月)によると、事業実施想定区域及びその周囲において、「土壌汚染対策法」に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」の指定はない。

また、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日）に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定はない。

表 3.2-34(1) 区域の指定に係る基準（土壌溶出量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.003mg 以下であること。
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム 0.05mg 以下であること。
クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
水銀及びその化合物	検液 1L につき水銀 0.0005mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液 1L につきセレン 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
鉛及びその化合物	検液 1L につき鉛 0.01mg 以下であること。
砒素及びその化合物	検液 1L につき砒素 0.01mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液 1L につきふっ素 0.8mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 1L につきほう素 1mg 以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機燐化合物	検液中に検出されないこと。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

表 3.2-34(2) 区域の指定に係る基準（土壌含有量基準）

特定有害物質の種類	要 件
カドミウム及びその化合物	土壌 1kg につきカドミウム 45mg 以下であること。
六価クロム化合物	土壌 1kg につき六価クロム 250mg 以下であること。
シアン化合物	土壌 1kg につき遊離シアン 50mg 以下であること。
水銀及びその化合物	土壌 1kg につき水銀 15mg 以下であること。
セレン及びその化合物	土壌 1kg につきセレン 150mg 以下であること。
鉛及びその化合物	土壌 1kg につき鉛 150mg 以下であること。
砒素及びその化合物	土壌 1kg につき砒素 150mg 以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌 1kg につきふっ素 4,000mg 以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌 1kg につきほう素 4,000mg 以下であること。

〔「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年 4 月 1 日）より作成〕

⑦ 地盤沈下

地盤沈下の規制に関しては、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年法律第 100 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づき、規制地域が指定されているが、事業実施想定区域及びその周囲は規制地域の指定はない。

⑧ 産業廃棄物

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により、事業活動等に伴って発生した廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが定められている。

⑨ 温室効果ガス

温室効果ガスについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、最終改正：令和 6 年 6 月 19 日）により、事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、温室効果ガス算定排出量の報告が義務付けられている。

また、対象事業の実施に当たっては、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」（昭和 54 年法律第 49 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）の定期報告を行う事業者については、エネルギー起源二酸化炭素排出量の報告を行うことにより、「地球温暖化対策の推進に関する法律」上の報告を行ったとみなされる。

(3) その他の環境保全計画等

① 高知県環境基本条例

「高知県環境基本条例」(平成8年高知県条例第4号)は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成8年に制定された。

環境の保全及び創造についての基本理念は表3.2-35のとおりである。

表 3.2-35 3つの基本理念

基本理念	
1	環境の保全及び創造は、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるように適切に行われなければならない。
2	環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3	地球環境の保全は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

〔「高知県環境基本条例」(平成8年高知県条例第4号)より作成〕

② 高知県環境基本計画

高知県では、「高知県環境基本条例」第9条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため、「高知県環境基本計画」を策定している。目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向け、県民、事業者、行政などの地域社会を構成する全ての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的な方向性を示す計画とし、「高知県環境基本計画第五次計画」(高知県、令和3年)が策定された。

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、目指すべき将来像である「84の森・柚子の里・アユ踊る清流、そして、ウミガメが訪れる海 ～次世代につなごう!高知家の営み～」を実現するため、表3.2-36のとおり3つの基本的な戦略と2つの横断的な戦略を展開している。

表 3.2-36 目指すべき将来像の実現に向けた5つの戦略

目指すべき将来像の実現に向けた戦略	
基本的戦略1	地球温暖化への対策
基本的戦略2	循環型社会への取組
基本的戦略3	自然環境を守る取組
横断的戦略4	地域資源を活かした産業振興
横断的戦略5	環境を守り次世代へつないでいくための人材育成と地域づくり

〔「高知県環境基本計画第五次計画」(高知県、令和3年)より作成〕

③ 高知県新エネルギービジョン（2021 年度～2025 年度）

高知県では、森林資源や水資源、日照時間や風況など、全国でも優位な新エネルギー資源を有している。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの発生が少ないエネルギーであり、地球温暖化対策にも寄与することが可能であることから、こうした資源を地域振興に有効に活用していくことが求められている。再生可能エネルギーのさらなる導入促進と、再生可能エネルギーの導入による地域振興を図っていくため、「高知県新エネルギービジョン（2021 年度～2025 年）」（高知県、令和 3 年）が策定された。

計画期間は 2021～2025 年度までの 5 年間とし、目指す将来の再生可能エネルギー利用の姿である「高知県産 100%！自然エネルギーあふれる「こうち」の創造」の実現のため、「地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進」と「再生可能エネルギーを活用した地域振興・地域貢献の推進」の 2 つの取組方針に沿って取組を進めていくこととしている。

④ 大豊町再生可能エネルギー推進計画

大豊町では、豊かな自然を未来の世代に繋いでいくため、2050 年までに温室効果ガスの排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言した。二酸化炭素の吸収源である豊かな森林を適切に管理しつつ、再生可能エネルギーの活用など脱炭素への取り組みを推進するとし、「大豊町再生可能エネルギー推進計画」（大豊町、令和 6 年）が策定され、平成 25 年比で令和 12 年に CO2 排出量 46%、令和 22 年に CO2 排出量 50%、令和 32 年に CO2 排出量実質ゼロ達成を目標としている。脱炭素社会構築、地球温暖化対策に向けて、表 3.2-37 のとおり、3 つの基本的な方針に基づいて実施している。

表 3.2-37 基本的な 3 つの方針

方針 1	町が積極的に、省エネ設備や再生可能エネルギー設備の導入を図ります。 (大豊町らしい対策の選定も重要・できるものから実施していきます)
方針 2	定期的にかつ頻繁に町民や町内事業者向けに、脱炭素の取組や地球温暖化対策の情報共有や啓発を実施し、地域の合意形成を醸成していきます。
方針 3	「再生可能エネルギーはお金がかかる」ではなく、「再生可能エネルギーで資金を得る」という考え方で検討していきます。

〔「大豊町再生可能エネルギー推進計画」（大豊町、令和 6 年）より作成〕

⑤ 第2次香美市振興計画

香美市では、「香美市のまちづくりを共有する最上位の手引書」として、まちづくりの指針となる「第2次香美市振興計画 後期基本計画」（香美市、令和4年）を策定した。

計画期間は平成29年度から令和8年までの10年間とし、令和4年度から令和8年度までを後期計画としている。将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」を実現するため、表3.2-38のとおり基本方針を設定している。

表3.2-38 将来都市像と基本方針

将来都市像	基本方針	
美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市	基本方針1 まちのかたちを創る	都市計画に関すること
		市道等の整備に関すること
		公共交通等に関すること
	基本方針2 みどりを保つ	消防・防災に関すること
		水道に関すること
		污水に関すること
		環境等に関すること
	基本方針3 やすらぎを守る	保健に関すること
		医療に関すること
		福祉に関すること
	基本方針4 賑わいを興す	農林業に関すること
		商工業に関すること
		観光に関すること
	基本方針5 未来を拓く	子育てに関すること
		教育に関すること
		人権に関すること
	基本方針6 みんなで築く	協働に関すること
		行政に関すること
		高知工科大学との連携に関すること

〔「第2次香美市振興計画 後期基本計画」（香美市、令和4年）より作成〕

⑥ 香美市地球温暖化対策実行計画書（第4次）

香美市では、香美市が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量の削減を目指すものとして、「香美市地球温暖化対策実行計画書（第4次）」（香美市、令和5年）を策定した。計画期間は2023年度から2030年度末までの8年間とし、温室効果ガスの削減目標を、目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で50%削減としている。

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

事業実施想定区域及びその周囲における、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「高知県立自然公園条例」（昭和 33 年高知県条例第 5 号）に基づく自然公園は表 3.2-39 及び図 3.2-14 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に梶ヶ森県立自然公園、奥物部県立自然公園及び龍河洞県立自然公園の指定がある。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しい行為規制が必要な地域。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：第 1 種特別地域及び第 3 種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域。

海中公園地区：国立公園または国定公園内の海域の景観を維持するため、公園計画に基づいて、その区域の海域内に設けられた地区。特に海産資源、海底地形などにおいて特に重要とされている地区で、海域公園の根幹を成す。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-39 自然公園の概要

名称	概要
梶ヶ森県立自然公園	大豊町の南東部に位置し、一般に親しまれている標高 1,400m の梶ヶ森の山岳景観を中心とした自然公園である。アセビ、ツツジ、ササ、カヤ類が群生し頂上付近は草原で展望に優れ、北の眼下には吉野川流域を望み、南には遠く太平洋を眺望することができる。
奥物部県立自然公園	香美市香北町と物部町にまたがる自然公園で北部は剣山国定公園に接し、優れた山岳・溪谷景観を映し出している。
龍河洞県立自然公園	主要拠点である龍河洞は神秘的で素晴らしい景観を有し、甫喜ヶ峰森林公園や若宮地区の温泉郷、そして香美市土佐山田町の貴重な動植物（トサオトギリ等）の生息や蛇紋岩地植生の保護も含めて自然公園としての利用が図られている。

〔「高知県の自然公園」（高知県 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）より作成〕

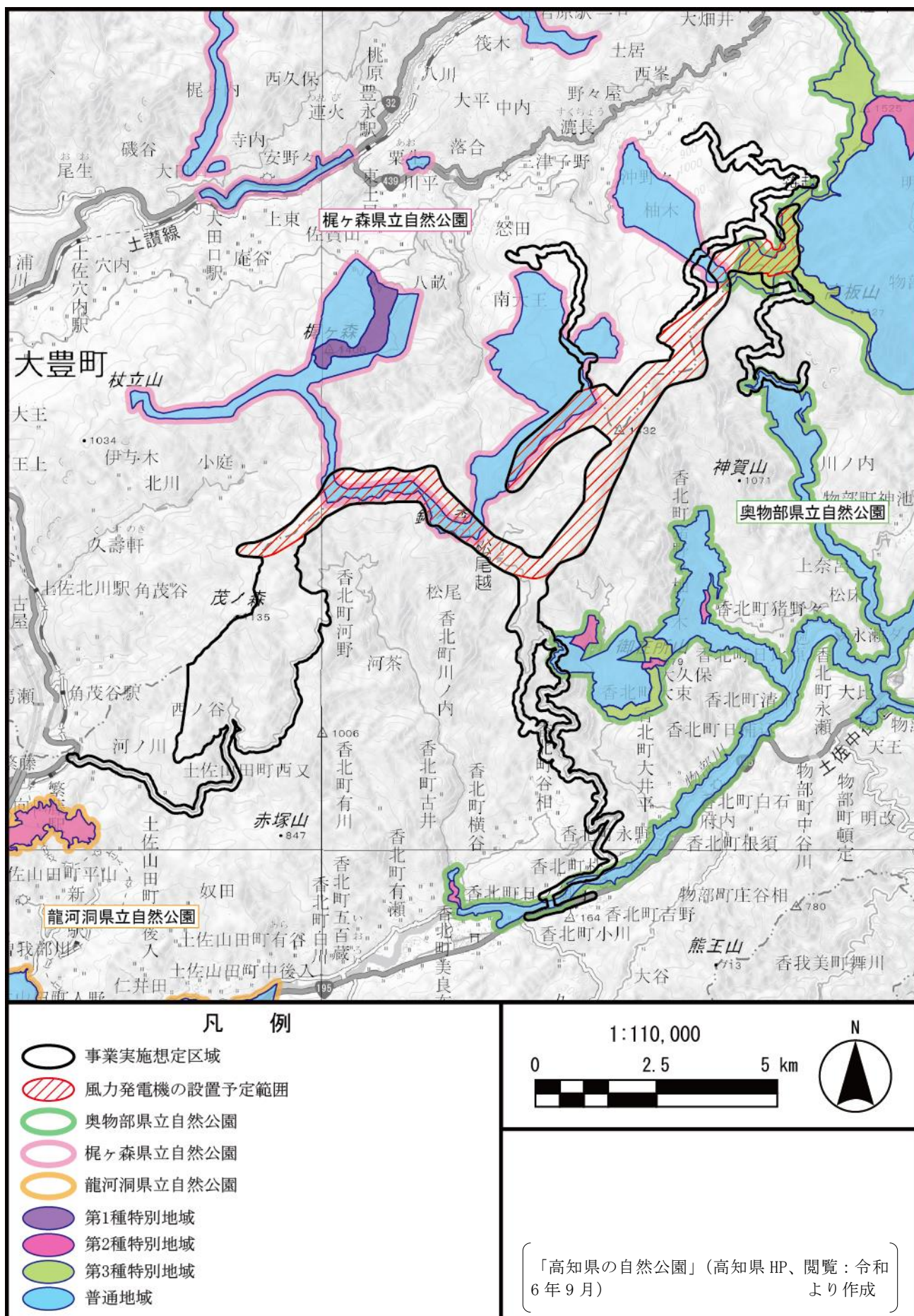


図 3.2-14 自然公園の状況

② 自然環境保全法に基づく保全地域

事業実施想定区域及びその周囲には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）、「高知県自然環境保全条例」（昭和 48 年高知県条例第 27 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する自然遺産の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（平成 4 年条約第 7 号）の第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法により指定された緑地保全地域又は特別緑地保全地区の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）及び「高知県自然環境保全条例」（昭和 48 年高知県条例第 27 号）の規定により指定された緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業実施想定区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく鳥獣保護区は、表 3.2-40 及び図 3.2-15 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に鳥獣保護区が存在する。

表 3.2-40 鳥獣保護区の指定状況

名 称	指定区分	面積 (ha)	期 限
梶ヶ森鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	464	令和 11 年 11 月 14 日
大栃鳥獣保護区	身近な鳥獣生息地	248	令和 10 年 10 月 31 日
甫喜ヶ峰鳥獣保護区	森林鳥獣生息地	503	令和 13 年 11 月 14 日

〔「第 12 次高知県鳥獣保護管理事業計画書」（高知県、平成 30 年）より作成〕

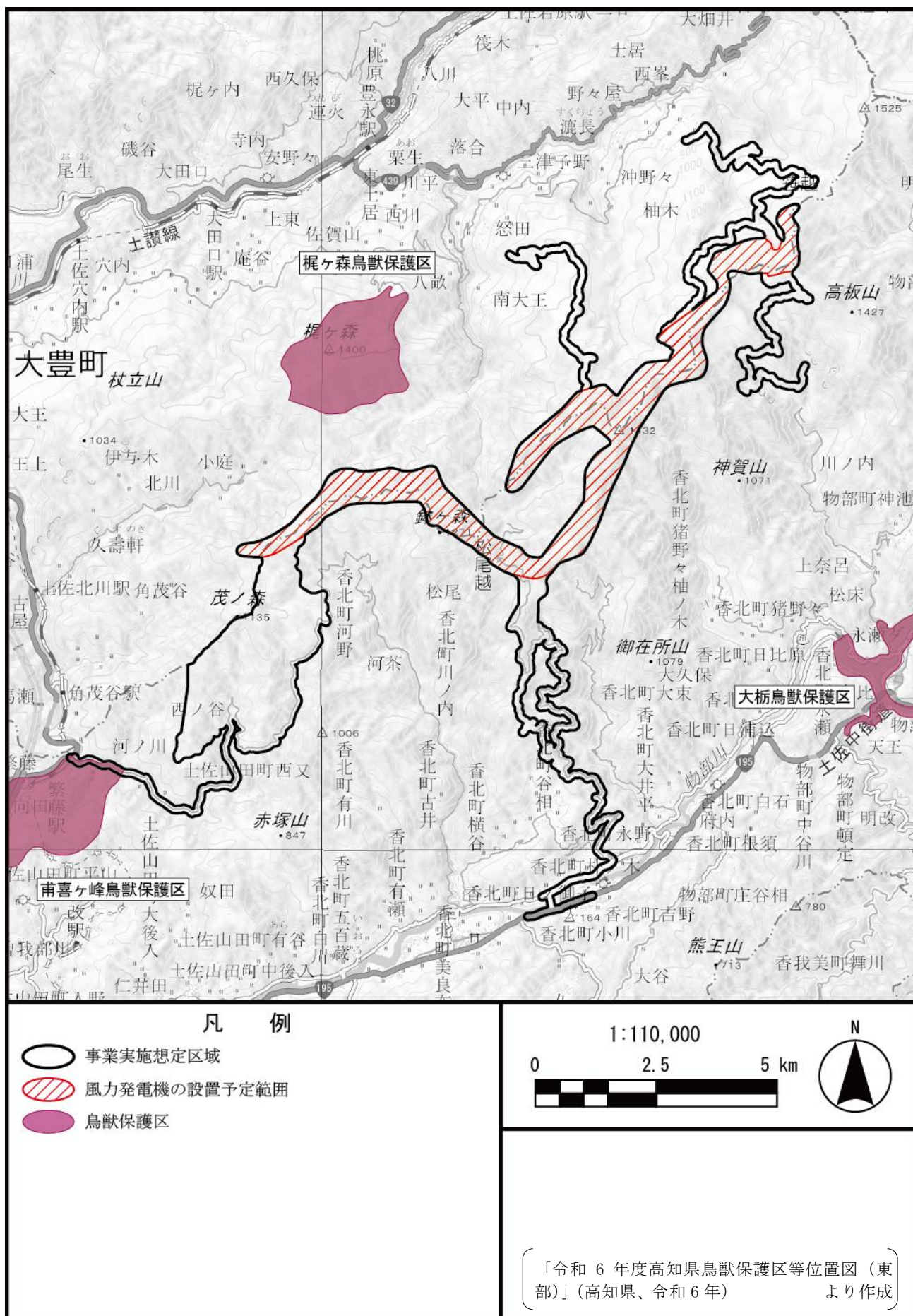


図 3.2-15 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された湿地の区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和 55 年条約第 28 号、最終改正：平成 6 年 4 月 29 日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑧ 四国山地緑の回廊

事業実施想定区域及びその周囲における、「四国山地緑の回廊」の設定状況は、表 3.2-41 及び図 3.2-16 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に「四国山地緑の回廊」の剣山地区が設定されている。

表 3.2-41 「四国山地緑の回廊」剣山地区の概況

設定面積	主な動物	概要
約 9,191ha ※結ばれる保護林（約 1,376ha）を合わせると約 10,567ha	サル、ノウサギ、リス、ムササビ、ヤマネ、ツキノワグマ、タヌキ、テン、イタチ、ハクビシン、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ等	剣山を中心にして東西、南方面にのびる国有林野をつなぐ延長約 58km、幅約 2km の回廊。 西熊山生物群集保護林をはじめとする 8 箇所の保護林を結ぶ。

〔「四国山地緑の回廊」について〕（四国森林管理局 HP、閲覧：令和 6 年 10 月）より作成〕

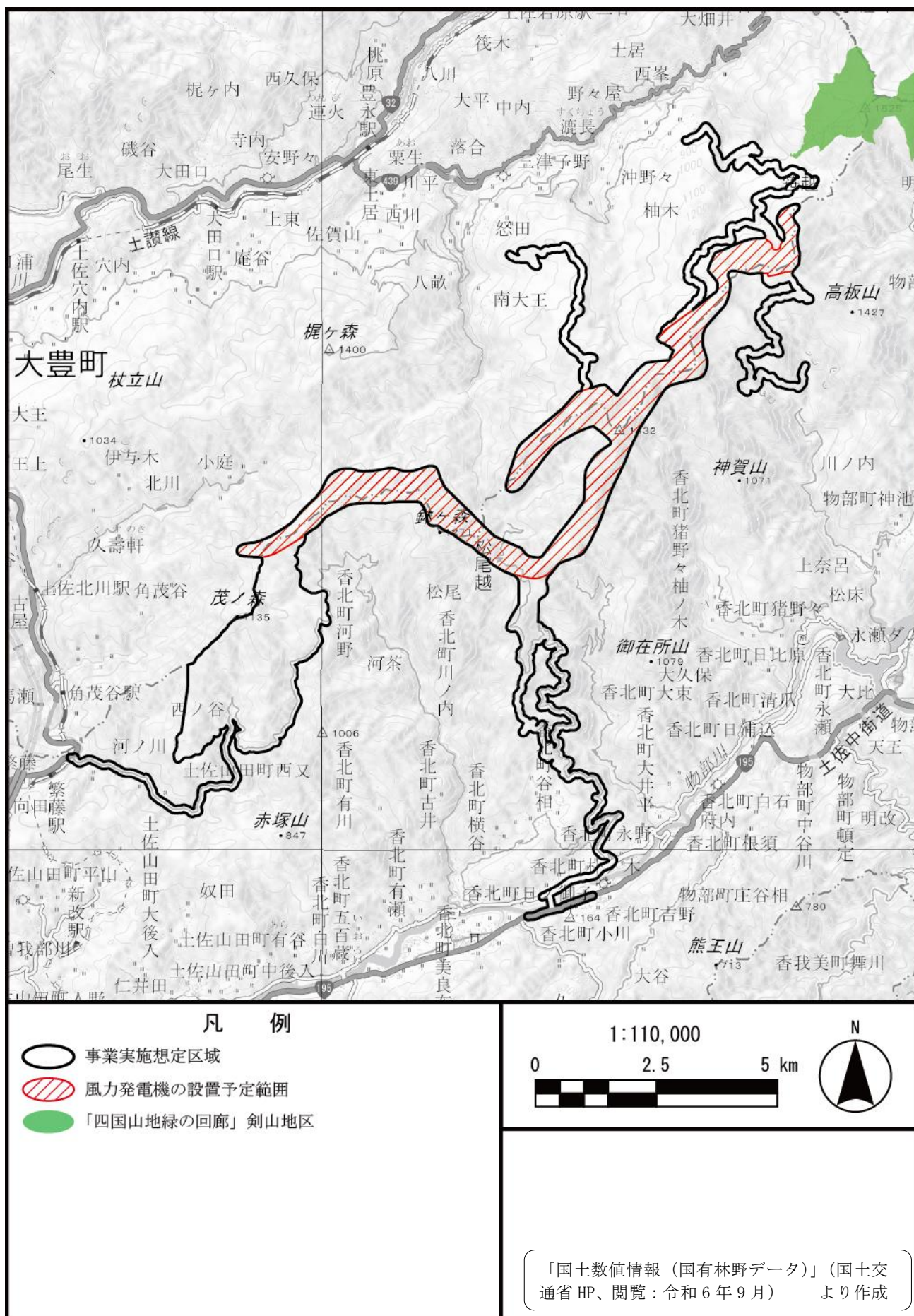


図 3.2-16 「四国山地緑の回廊」剣山地区の設定状況

(2)文化財

① 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は表 3.2-42 及び図 3.2-17 のとおりである。

表 3.2-42 史跡・名勝・天然記念物

指定者	種 別	名 称	所在地
国	特別天然記念物	土佐のオナガドリ	地域を定めず指定
		カモシカ	地域を定めず指定
		カワウソ	地域を定めず指定
	天然記念物	東天紅鶏	地域を定めず指定
		土佐犬	地域を定めず指定
		鶉矮鶏	地域を定めず指定
		蓑曳矮鶏	地域を定めず指定
		地鶏	地域を定めず指定
		軍鶏	地域を定めず指定
		ヤマネ	地域を定めず指定
高知県	名勝	轟の滝	香美市香北町猪野々
	天然記念物	土佐金魚	高知県全域
		ヤイロチョウ	高知県全域
		土佐闘犬	高知県全域
		天狗岳不整合	香美市土佐山田町入野
		大栃のムクノキ	香美市物部町大栃
		大日寺の大スギ	香美市物部町神池
大豊町	史跡	豊永城跡	大豊町粟生
	名勝	六本の滝と鈴ヶ森溪谷	大豊町北川
	天然記念物	フクジュソウの群落	大豊町南大王
		エドヒガンザクラ	大豊町大滝
		桃原の牡丹スギ	大豊町桃原
		ヤマシヤクヤクの群落	大豊町西峰
		大畑井ヤマナシ	大豊町西峰
		大畑井十二所神社のスギ	大豊町西峰
		中屋星神社のスギの木	大豊町中屋
		寺内箕淵のスギ	大豊町寺内
		大畑井一戸谷神社のスギ	大豊町西峰
		杖立峠のマルバの木	大豊町北川
		連火ムクノキ	大豊町連火
		西峰土居ヤマナシ	大豊町西峰
		川戸旧大豊園跡のクスノキ	大豊町川戸
香美市	史跡	塩の道	香美市物部町山崎から香美市香北町西川
	名勝	大荒の滝	香美市香北町谷相
	天然記念物	バクチノ木	香美市香北町白石
		中谷川の人面樫	香美市物部町中谷川
		神池の柳	香美市物部町神池

「高知県の国及び県指定等文化財件数一覧表」（香美市 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
「香美市の文化財」（香美市 HP、閲覧：令和 6 年 9 月）
大豊町へのヒアリング（実施：令和 6 年 10 月）

より作成

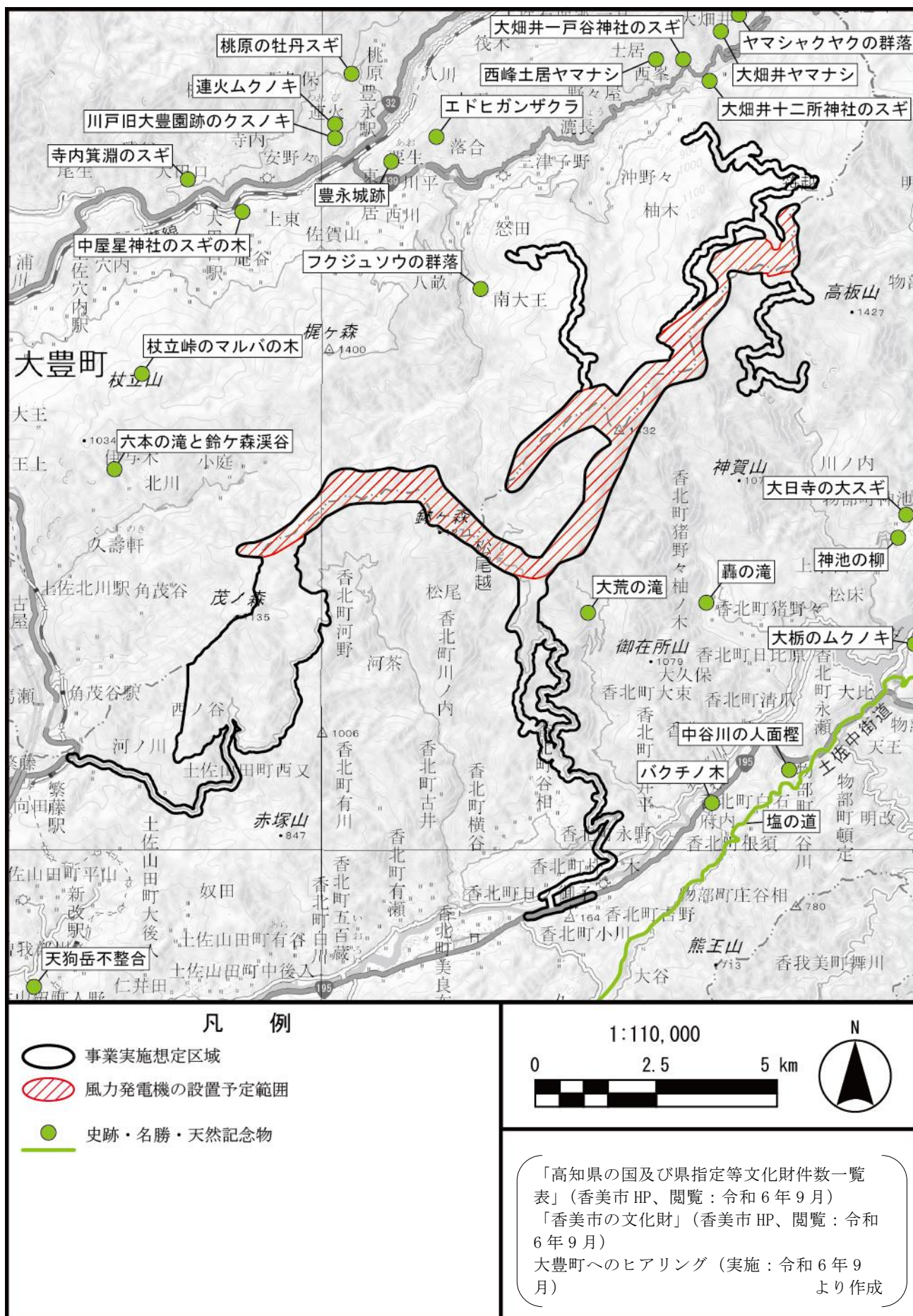


図 3.2-17 史跡、名勝、天然記念物

② 周知の埋蔵文化財包蔵地

事業実施想定区域及びその周囲における、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-43 及び図 3.2-18 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に埋蔵文化財包蔵地が分布している。なお、調査の範囲は地形改変の可能性のある範囲を考慮し、対象事業実施区域から約 1.0km とした。

表 3.2-43 周知の埋蔵文化財包蔵地

遺跡名	所在地	時 代	種 別
三子野城跡	大豊町怒田字上野城	中世	城館跡
谷相城跡	香美市香北町谷相上土居	中世	城館跡
柳ノ本遺跡	香美市香北町永野	古墳～中世	散布地
永野城跡	香美市香北町永野	中世	城館跡
永野長岡遺跡	香美市香北町永野大西ノ北 他	旧石器～縄文	散布地
仁井田遺跡	香美市香北町吉野	縄文～中世	散布地
五反田遺跡	香美市香北町吉野	弥生～中世	散布地
西の町遺跡	香美市香北町吉野	中世	散布地
吉野城跡	香美市香北町吉野	中世	城館跡
朴ノ木遺跡	香美市香北町朴ノ木	弥生～中世	散布地
前田の土居遺跡	香美市香北町朴ノ木	中世・近世	散布地
宮の前遺跡	香美市香北町朴ノ木	中世	散布地
大小合遺跡	香美市香北町朴ノ木字大小合	中世～近世	散布地
朴ノ木城跡	香美市香北町朴ノ木	中世	城館跡
東下タナロ遺跡	香美市香北町菰生野	縄文	散布地
西オソバ遺跡	香美市香北町菰生野	弥生～中世	集落跡
田尻遺跡	香美市香北町菰生野 572 周辺	弥生	集落遺跡
有光城跡	香美市香北町菰生野	中世	城館跡

大豊町へのヒアリング（実施：令和 6 年 10 月）
香美市へのヒアリング（実施：令和 6 年 9 月）より作成

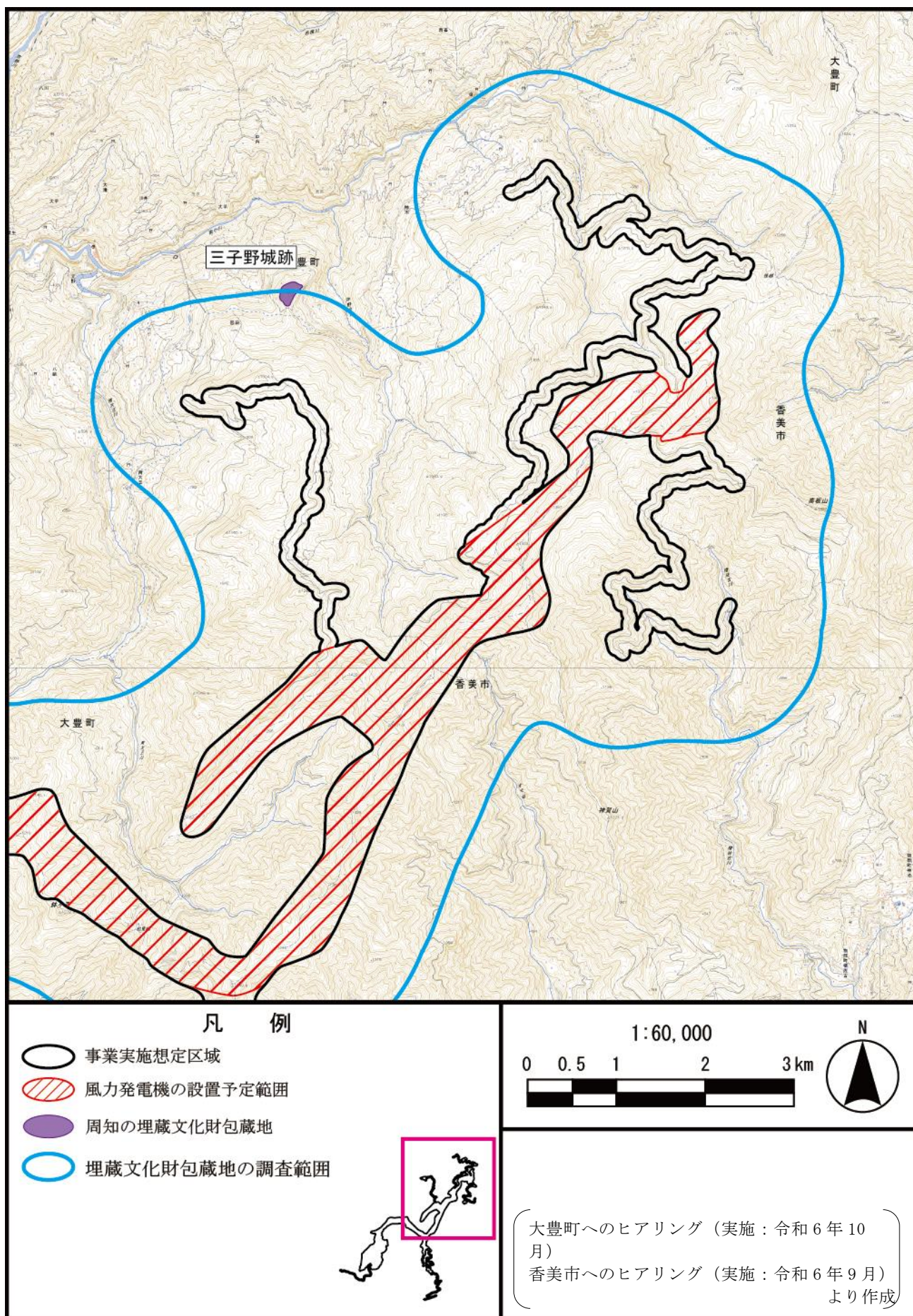


図 3.2-18(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

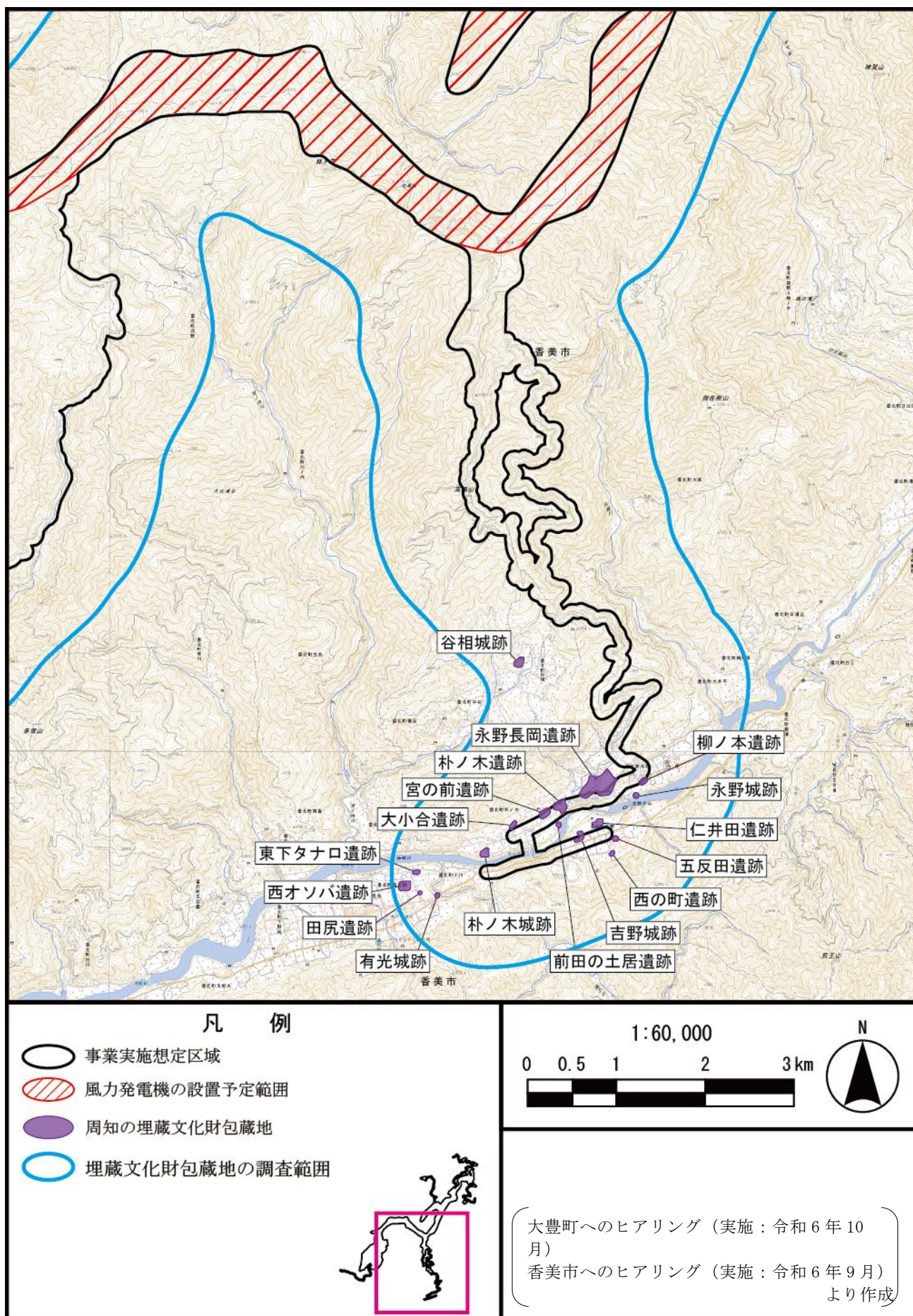


図 3.2-18(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

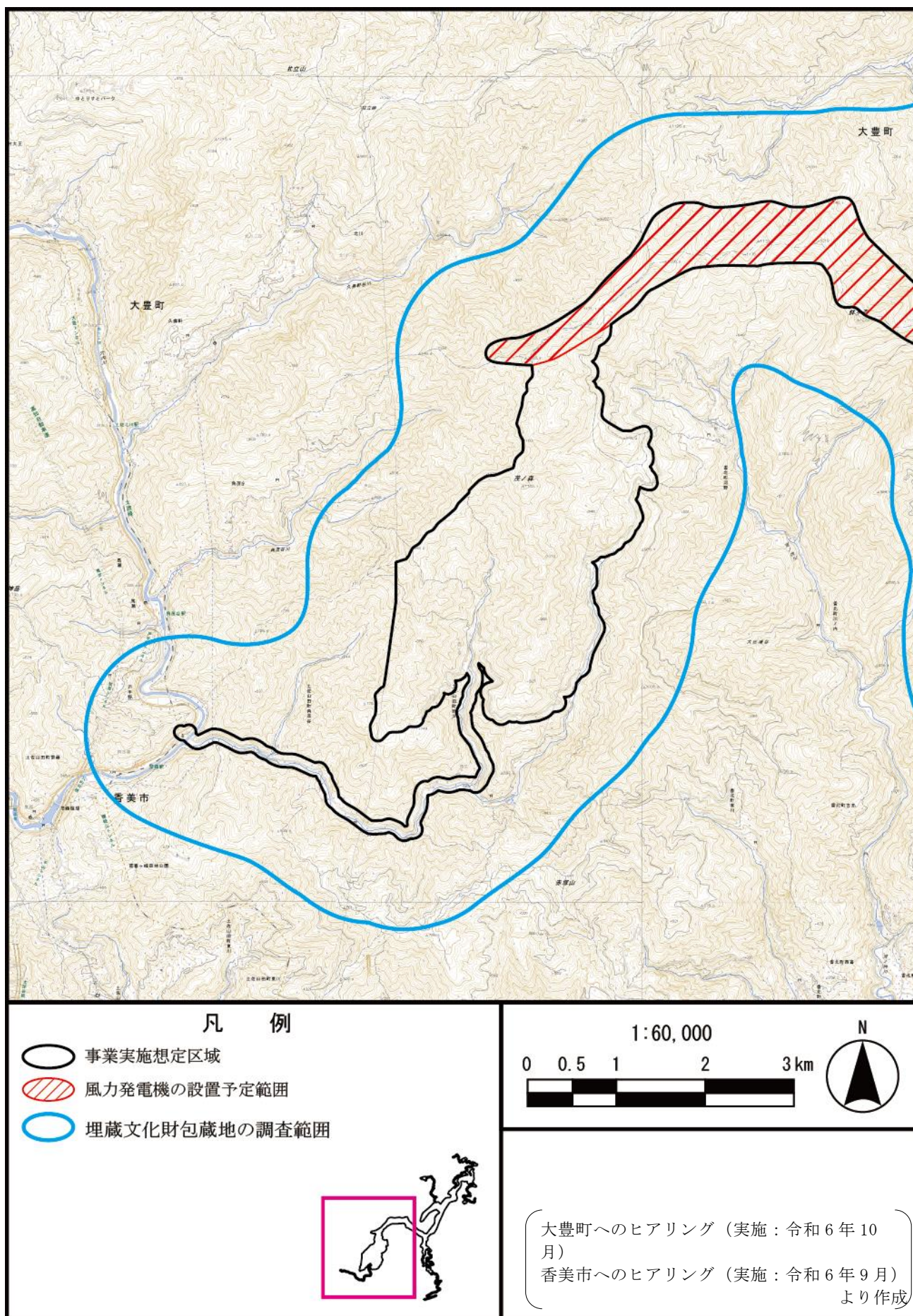


図 3.2-18(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

事業実施想定区域及びその周囲には、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）第 8 条の規定に基づく景観計画区域はない。

② 風致地区

事業実施想定区域及びその周囲には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年 5 月 29 日）により指定された風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林

事業実施想定区域及びその周囲における、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年 6 月 16 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-19 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に保安林がある。

② 砂防法に基づく砂防指定地

事業実施想定区域及びその周囲における、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に砂防指定地がある。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に急傾斜地崩壊危険区域がある。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年 5 月 26 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-20 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に地すべり防止区がある。

⑤ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区

事業実施想定区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づく山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は図 3.2-21 のとおりであり、事業実施想定区域及びその周囲に山地災害危険地区がある。

⑥ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

事業実施想定区域及びその周囲における、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年 6 月 17 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、図 3.2-22 のとおりであり、事業実施想定区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域がある。

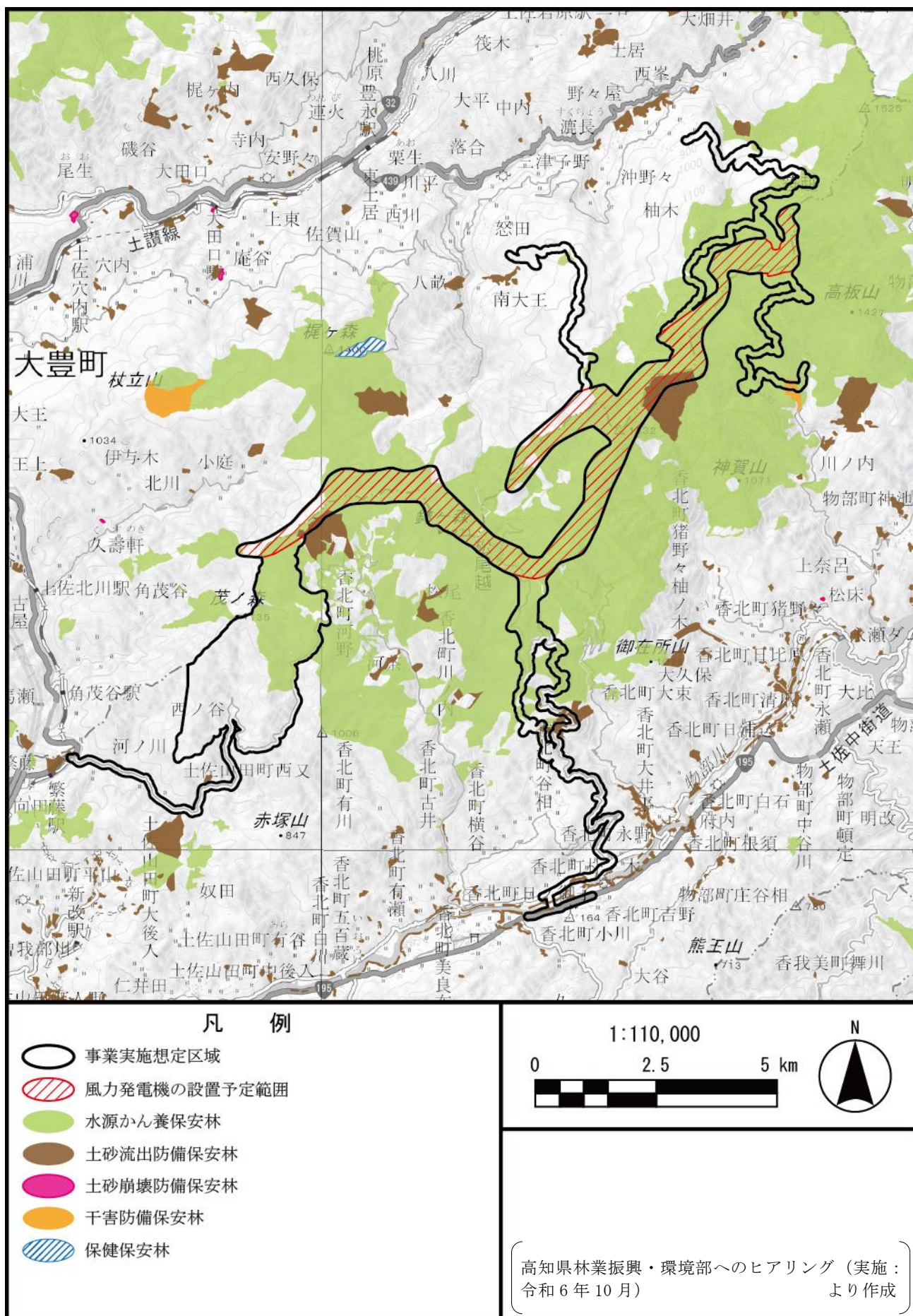


図 3.2-19 保安林の指定状況

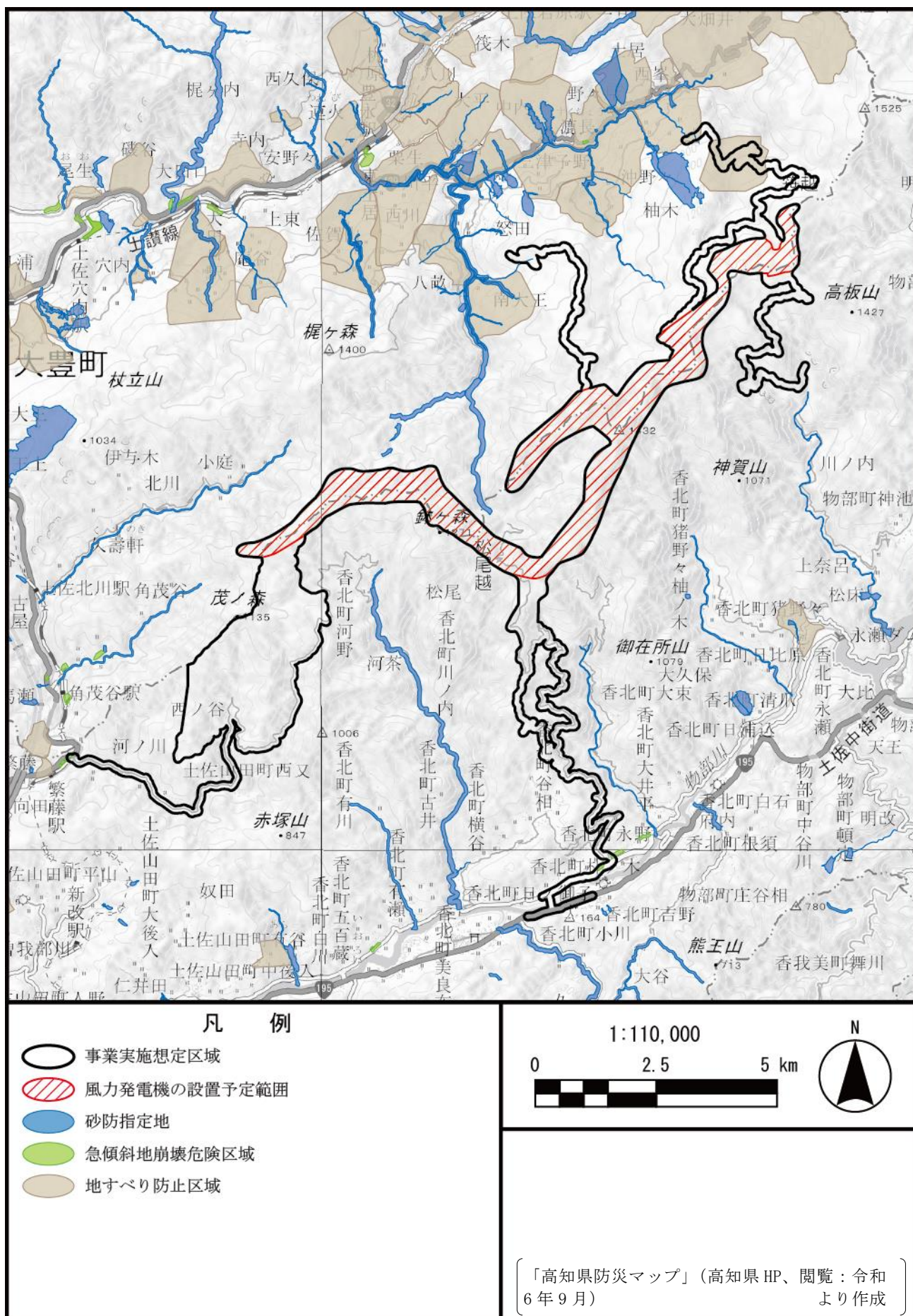


図 3.2-20 砂防指定地等の指定状況

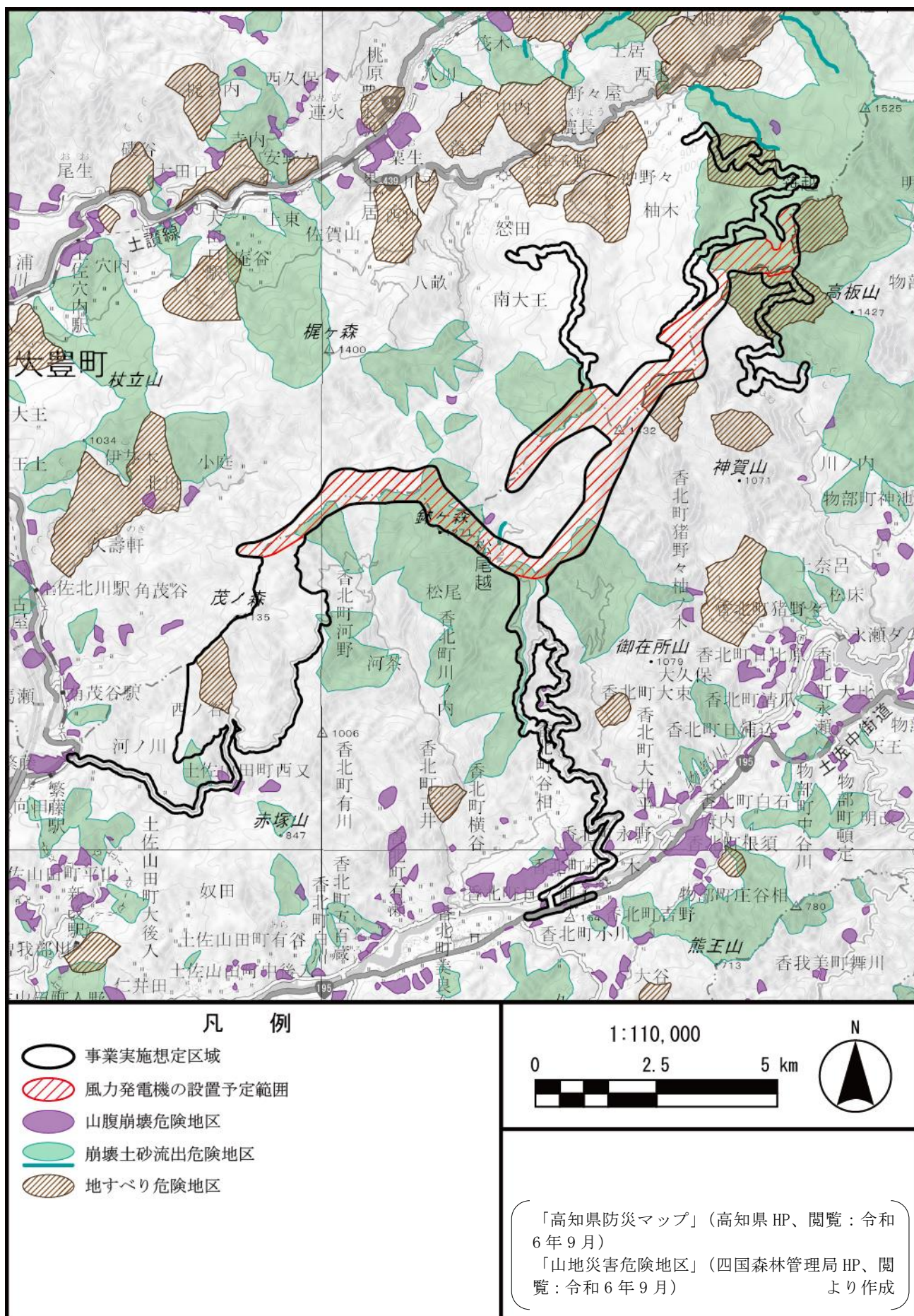


図 3.2-21 山地災害危険地区の状況

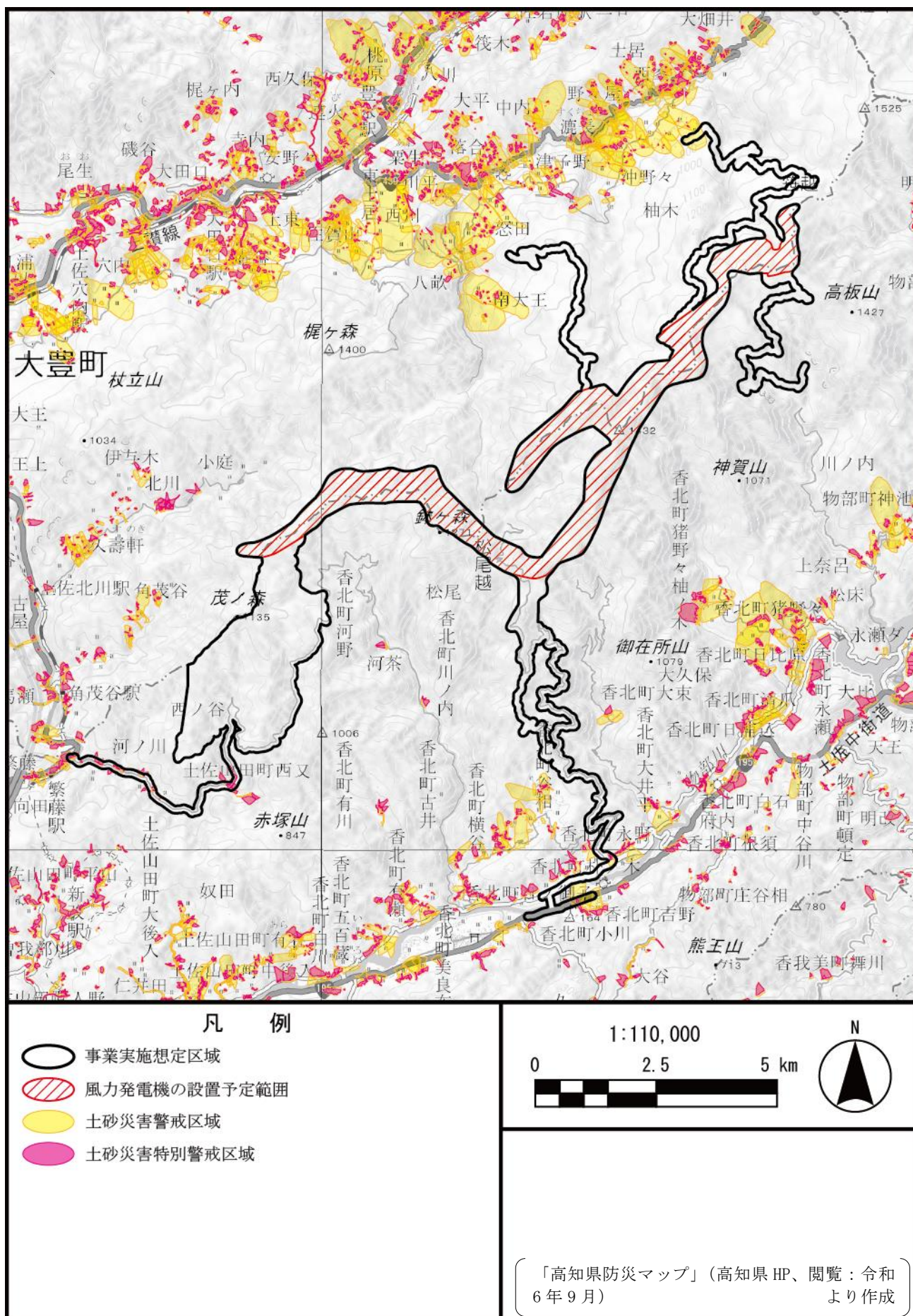


図 3.2-22 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

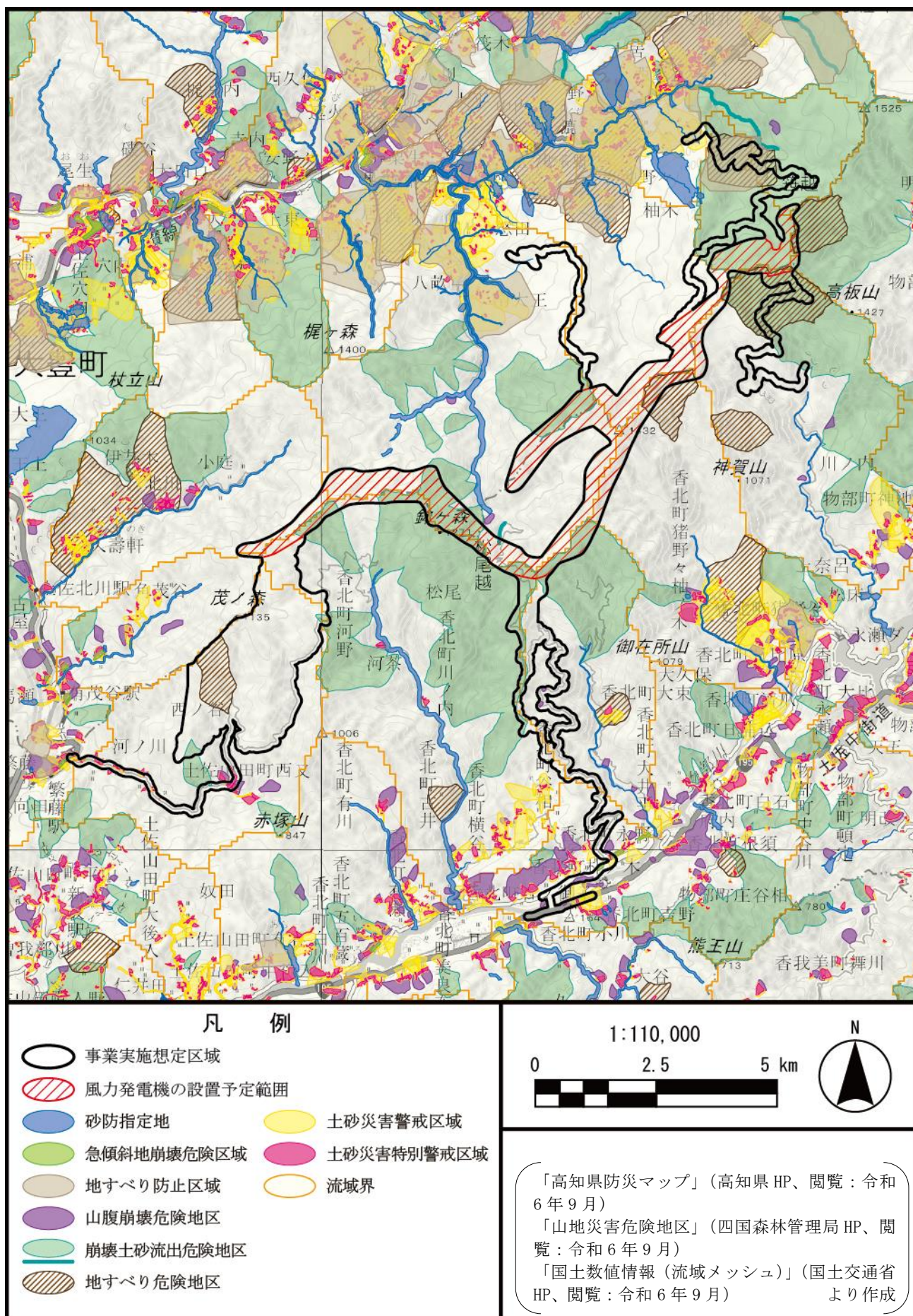


図 3.2-23 砂防指定地、山地災害危険地区、土砂災害警戒区域等の指定状況

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-44 のとおりである。

表 3.2-44 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無			
			大豊町	香美市	事業実施 想定区域 及びその 周囲	事業実施 想定区域
土地	国土利用計画法	都市地域	×	○	○	×
		農業地域	○	○	○	○
		森林地域	○	○	○	○
	都市計画法	都市計画用途地域	×	○	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	○	×	×
		水質類型指定	○	○	○	○
	騒音規制法	規制地域	×	○	○	×
	振動規制法	規制地域	×	○	○	×
	悪臭防止法	規制地域	×	○	○	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×	×
	工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	×
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×	×
		国定公園	×	○	×	×
	高知県立自然公園条例	県立自然公園	○	○	○	○
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×	×
	高知県自然環境保全条例	県自然環境保全地域	×	×	×	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○※	○※
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	×
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
	景観法	景観計画区域	×	×	×	×
国土防災	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
	森林法	保安林	○	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	○	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	○	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	○	○
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○	○
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	○	○

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. 「※」は、地域を定めず指定したもののみ指定があることを示す。